羣書一覽

巳

牽舟文庫

群書一覽卷之四

撰集類

萬葉集　二十卷

普通の説にては四十六代孝謙天皇の御宇左大臣橘諸兄勅命奉り撰す書いまこの成ずして薨ぜしかれども其後五十一代平城天皇の御宇撰集成ぬこれ故献すれども集中多く諸兄薨ぜしの歌故載せ右大辨家持のくさぐさ○契沖の説に曰此集の撰者なしいにしへ時代のまに説こゝろまちまち一定せずされど一同に勅撰にハ定もれ今此集の前後故ありてしるこれ故ありしに中納言大伴家持卿若年より古記類聚歌林家に此集まぐ残らずこれ故にくく探しひろひ外昔今の歌ども漏なくあつめくこれ故記しあつめくこれ天平

室字之年まで[illegible]れ[illegible]ど其ねん[illegible]まぐれ[illegible]部類もよく
のこられぬ事案ずるに世[illegible]○古今集雜下
に貞觀所時万葉集ハいつぞ[illegible]ことを世たしりれど
[illegible]たてまつりけ[illegible]又名あるとす
神武月[illegible]
人国ゞ集の序[illegible]昔平城天子詔侍臣令
撰万葉集[illegible]按ずるに元明天皇の和銅三年
に藤原の[illegible]都[illegible]
ぞ[illegible]光仁天皇時代までの所代[illegible]
[illegible]万葉集の編集[illegible]平城天皇に
[illegible]前の所代[illegible]の撰者家持の平城天皇の延暦四年
に薨ぜ[illegible]真名序に平城天皇
[illegible]大国帝の所[illegible]証ハ新續古今集の真字序

小平城天子詔侍臣撰万葉已来集更二十祀逾六百[illegible]
大国年中[illegible]新續古今集の成[illegible]永亨年中までに勅撰の集二
十部成[illegible]ハ六百[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の所代の大国帝城[illegible]
に年山寺間に万葉集ハ勅撰[illegible]○今案ず
の私万葉集[illegible]時二十巻の中[illegible]考[illegible]
[illegible]勅撰[illegible]大伴家持[illegible]
[illegible]集中全国[illegible]
川よのいつもしものいつもしきませこけしけめやも
[illegible]
[illegible]
[illegible]

はじめ九巻と末十巻よのせいにあらずして類なるねぶ撰集
なりたるなり撰者の者ゑなしひとつ一集のゆゑなりしかるあ
ひだ唯一二首のみしかるに万葉ともに勅撰と偽称以下
偽てなまれられしひとりんこれハ十首前ハ古復あり
こと四十八首までの名さこれハいつこそ家持つくり
人実なるべきかくいさぎほうなるべきこれなり
一説古今集雑下ハ貞観所ハ万葉集ハいつのころ伝ハりしく
ませたりしかるべきこれなり今按ずるに万葉集中流の
号天平宝字よりはるかにくだるべきこと百
ひとつよ集のゆゑなるべきまぶなる有季ゑ
勅撰あるべしかるに勅撰なるべきこれなり諸兄ゑ以
下奉勅撰集なるべきこれば舎人親王の日本紀なるべしかり
かるべき顕然なる大典なるべきこれ古今詞書ハ有季が家集
とうれしかるべきふてりのせいれるゆゑこれなるべ

勅撰の所詞も私撰ものゝ中ほめるべきゆゑ
き勅撰のもの中ほめるべきはいつゑのかたんけるべきゆゑ
うかるべきゆゑ有季がなるべきゆゑ
のつゝゝゝゝゝハ奈良のゆゑ勅撰ゆゑ有季ゑ
代の私撰ものゝ中ほめるべきゆゑ奈良ハ七代お
きゝ勅答ものゝ中ほめるべきいつゑの所代ゝ
山勅答ものゝ中ほめるべきゆゑ或ハ平城の帝ゝ
平城の大同元年ゆゑ記ゑ中ほめるべきこれハ
きばかりまでおほつゝハ行ゝ○此集歌数ハ雲所
わゝ四千二百十五首長歌二百五十首此内ゝ但萬葉有両説異
五十首或鮎袋草子ゝ四千二百十首此内長歌二百五十九首但
本ゝ不同難用定数ゝ○此集ハ万葉と名ぶ
ゆゑのゝ葉の義なり季ゑ吟曰万葉集ハ
ゝつゝんゝ萬葉ゝ字ハ文選顔延年ゝ三月三日曲水詩序

小招世貽統固萬葉にして流傳へ葉代也養良光令詔無万葉といへり義解にも毛萇詩傳曰葉世也契沖曰萬ハ十千なり和語にハよろづといへり今ハかりにしるす十千ともあまたにいひすべてたゞ多の意にとりし史記魏世家に曰萬満也左傳に曰萬ハ盈数也葉ハ歌義也釋名に曰人聲曰歌〻ハ柯也如草木有柯葉也といへり此らんをもて名づけられしものならん採集に金葉集玉葉集南朝に新葉集など名づけしも此集の名によりしものなりせしなれよめるなり○此集古点新点のあり 大暦のみかどの御時廣幡の女御にすゝめられてよみとかれしに源順 大中臣能宣 清原元輔 坂上望城 紀時文これを梨壺の五人といふ此人々よみときし 昭陽舎 梨壺におゐて万葉集に和点をくはへしめたまふ是を古点といへり其後法成寺関白道長公上東門院にまいらせんとて漢字の外に假名をもて別にかきしめたまふこれハ藤原定ありしけて甘郭な大江佐國藤原孝言権中納言匡房源國信源師頼藤原基俊

等なりこれを点とくはへらるこれを次点といへり又権律師仙覚点を加くはへ新点とよぶ此新点をば建長の比將字に仙覚が献上す奏状あり此状天聴に達すなはち叡感ありて万葉得業の号を院宣ありしなり又いはく此事ハ詞林采葉抄に見えたり 仙覚が傳かたふけられ新点の時ハ 正二位前大納言征夷大将軍 頼経光明峯寺殿息 時なり 松殿入道殿下 基房公 時なり 帥中納言伊房子孫 光明峯寺前摂政左大臣家 道家公九条殿息 時なり 鎌倉右大臣家 実朝公 時なり 六条修理大夫俊盛 刑部卿忠盛息 本 彼ハ者以六條院御本写之俊盛自筆 左京大夫顕輔 正三位修理大夫顕季孫 なり 右大弁光俊入道真観 按察使中納言光親息 なり 已上の本をもつて校合せしめたまふ次点ハ道をもつて点をくはへ点をし○契沖曰此集に部類はなけれど五種にてはじめハ雑歌なとの勅撰に雑の部あるにおなじ二つにハ相聞これ贈答して思ひをのぶるなれば恋部にあたれり十三十六十七も男女の情をのべて其外ハ君臣父子兄弟朋友なりとせり 三つにハ挽歌これハ哀傷なり挽

玉篇に引也與輓同しとあるもろこしに葬送の時紼を執く
薤露蒿里の歌をうたひて輀車を挽ゆへにかくる准じて哀傷
のうたを挽歌といへり四にハ譬喩これハあるものにたとへて作る
ものなり五にハ四季のうたなり○契沖が云此集ハ文字を用ゆるに
正訓義訓あり正訓ハ花をはな月をつきとよむがごとし義訓ハ
春草をわかくさとよみ金山をあきやまとよむがごとし冬風をあらし
とよみ向南をきたとやまとよむたぐひ也みなこゝろをもて
よむもあまたし千變萬化神代よりかくそうなるべし日本紀の
義訓すこし難なりこれらもくこれによりて○又云真字を以
て假字に用ゆるに日本紀ハやすらかなる音をとりて用ゆれバ
き文字などはつかひて音も呉漢はひとしからず二十一字の歌ハ
三十一字を用ひて真字をまじへずかな也此集のうたハさもあらねど
り文字ハ用ひず音訓相まじへて用ひつる音ハ多く呉音を用ひ
て漢音ハまれに用ひたり和訓をかきて用ひたる無窮のことなき

んがつくこと 八十一 十六 左右 三 二五 喚鶏 馬声 蜂音
青頭雞 などひねもすかぞへず○又云假字づかひよくたゞしければなり
を吉野尓在と書てよしのなるとよむハ尓阿反奈なる故なり雪
消しきえてゆきけとよむ幾歟切氣なる故なり○又云古今集よ
りまへのうたハかぎりあれども一首もたがへざるハなし此集にハ
りわれもなしめもきしし長歌ハ旋頭歌さまざまあれども此集の
中にも聖武天皇の御宇よりまへのことハかぎりなくおほき
あれど句作どもあるハなし○此集歌の作のさま賀茂真淵が歌
意考にいへる万葉集ハいにしへのうたなれバ御代々の歌ども
しるさざるはなし世にもてあそぶといへども古ほまれ猶を
いにしへにハ及ばずたゞますらをのうちよりいでしもの故に言もまこと
うるはしきもとのすがたなれども本のあしきハ多く猶おくの心
なきもあれど今のうたにくらべてながるゝ時をのこ名ありくのゆ
ゑあふれてハこのひゞきのとまるハうたの味ハひなるゝ

[illegible]

の刊本毎巻の首に目録付拳一巻の末に仙覚の奥書付載巻二十巻の末に文永三年丙寅八月廿三日權律師仙覚の奥書次に菜門寂印の歌次に文和二年癸巳中秋八月二十五日權少僧都成俊の奥書に宝永六年三月上木す外に活板一本行る○仙覚律師奥書の趣は寛元〜年鎌倉の將軍相伴親行に命じて写させしめ[illegible]の外に[illegible]の證を加へ[illegible]書す尤二条家の[illegible]に拔合すべしと

萬葉集抄　二十巻　仙覚律師

一名萬葉集註釋一名仙覚抄巻首に撰者時代等の説論本文代点の中に古点の謬説備へ〜新点付つけ巻末の奥書宝永刊本の巻尾に[illegible]せしめし○仙覚の時代には備國の風土記いまだ亡びずして[illegible]中に[illegible]世に伝へしごとく

詞林采葉　写本　十巻五本　菜門由阿

古今は片仮名にて[illegible]集書様時代撰者點和等のことを[illegible]故に名付る巻末に[illegible]○此集四種書様あり一は真名假名二は正字三は假字四は義讀これ何同じく七種なり中に真名假名は古語拾勘[illegible]博士なり次に正字は通正字なり別正字は雀の鳥[illegible]全假字なり次に假字は全假字なり半假字なり[illegible]乳鳥千鳥　秋津羽蜻蛉羽　去背貝空背貝　なり義讀に[illegible]全義讀は春鳥鶯　三五夜望月　水鳥鶏　九雪霞　小沼池　東細帯横雲　留鳥鵠　不行淀　風流由　日月程　火氣烟

多集 無用徒 潔身 入風 恋水 左右 磯廻 求食 喚雞
羊八十一 追馬喚犬 馬声蜂音石花 半義讀とハ 金風梵
白風日 商風日 若月 鴨頭草 若児 樂々浪 神樂浪 朝鳥
細竹 風流士 喚犬追馬鏡 暮三伏一向夜 かくのごとき七種のか
きやうひろく一部にわたりしめしたまへくわしくあくして○奥書
まろ去ぬる貞治四年秋のころ二条関白殿下冷泉相公に作らしめ条洛ヶ仕へし由
作下さるに依りて今年五月中旬に及ひ今上洛於執柄家万葉集一部
令謄進之其次詞林采葉集由阿抄出これは上流の偏へをもとめて則に之を
てなかれ万葉に副られけり仍て此草已に私のおもむきにすて就中第十
五巻に至てハ冷泉二條の両流の差異これは極す豈ニ鶏の眼以て
大鵬の翅をはかりしかも大陽の光ハ管見これは迅雷の響を
ハ愚蒙これは驚くもの也因茲或ハ古集の文理につき或ハ先哲の旧
記に任せて採擇せらるところ也されど此おもむき偏執の族これを
ハこれをゆるさすして返々難儀をとりすてまてなし除く筐底におさ

めおくもの也函の外にもらすことなかれ 貞治元年壬十一月十五日 楡柳営邉
藤澤山隠士桑門由阿 春秋七十七

萬葉集宗祇抄 写本 五巻
巻のはじめに萬葉集注抄書とあるは仙覚由阿等の注抄を
うつされし也尾に借用はなはだまでおしたゝりはれぬ彼本まく
の巻ハうち外たやすくこれはとりおくすもゆるしぬまし急ぎ抽をし中子
はなはだ仰ぬ弁ねがふ仰を銘乱たる方そこはりうつしぬるもの也
まゝ以猶宗祇か誂奉謹むし此少し秘積者か不可出圖而已

萬葉集管見 写本 二巻
作者つまびらかならず此書はかみかた才一巻より才四巻に至る蓋闕なし

萬葉集見安 二巻
一名萬葉集難義一名萬葉集秘訣作者つまびらかならず此集の
中の解しがたき詞どもをあげて釋せるを注せり

萬葉拾穂抄 三十巻 北村季吟

一巻二巻三巻四巻 各上下 五巻六巻 各全 七巻八巻 各上下 九巻 全 十巻十一巻
十二巻 各上下 十三巻十四巻十五巻十六巻十七巻十八巻十九巻 各全 二十巻 上下
已上共に二十巻にわかてり巻首に致敬の事 時代の事 撰者の事 部
立の事 古点新点の事 諸本の事 書撰の事 此集古人用捨の事等
附録○此書の趣意は季吟曰先師逍遊軒貞徳かつて玄上旨法下
したまはりしより八旬餘にのぼりて万葉集の注解をこゝろざし
ありく諸本をあつめ諸抄をかりあつめて吟翫せられしが学者に講習
のいとまなくすひしけく彼岸堂殿の上東門院へまゐりしやしもがな
の万葉集を見出しよりあまたかけりしいでいまだえおもはず
しけるに敦隆の類聚萬葉を見たまひ此書万葉のうた仮名をもて
真名をかへ書あらため童蒙初学のためにうつしけるに
く八全部二十巻かきしるしけれど眼病たへがたくて今に
うつしおきげず染筆受ればみなのちかんろのつゞく諸
おほかた勘へつく注解をなすべくて考ふるにわれしとうたがへあらまし

小二年たちければよ第一第二の巻いできたりしされど終るまでもならず
して身まかりぬるれ草案のさまなる胸臆よりのこれりしもことなり事
前のことなれど忘却のものとなりし先師の遺言をむなしくせじと
ぞうけよ禿筆をとり侍りしの仙覚由阿が説の中に故実もながつ有て
見るによりしずといへども示されしがおもひすてゝいなの旨趣のつくく
つきいなやしきるすれどもあまて先師もこれを捨ず宗祇のおもて五
巻ほどの此義を祖述し又万葉難義 一名万葉見安 といふものに
詞の注こまやかなるを採ひ用ひしれ侍りしさまびもひとつてのへの
所以なりし他本をあはせうつしべし假名にて真名を
そしりおきて併合ひ八類聚万葉の和訓を用ひき範兼の童
蒙抄清浦の奥儀抄顕昭の袖中抄八雲御抄欽林良材其の中
も此集の注釈あるを多く用ひられ和点をもまじへあらしく
されよりきまる事なりこの外日本紀続日本紀類聚國史和名
類聚抄も此集のつゞきなるべき事をいはば勘へあつめ万葉拾

穂抄と名づけ侍りしを　又今予が用ゆるものは仙覚が
抄もて妙寿院の校正したまへるなとや歌の前書作者のうへ
やし訓点等まで上に落飲夫の予が為めにく学者の益多かりし予す
うつりかでおもむき思ひ侍りしを〇今案ずるに此いつ御堂殿の
上東門院へまいらせられし仮名の万葉集は仙覚の奥書にいへる法
成寺入道殿下為レ令レ献二上東門院一仰二藤原家経朝臣一被レ書二写万葉集一之
時假名歌別令レ書レ之畢尓来普天移レ之云々此なるべし〇此巻
首に元禄三年臘月経筵侍講弘文院學士林戇序貞享丁卯
九月長春院法印武静信處の序ありて巻尾に貞享五年　冷泉家の
跋ありて拾穂は季吟の別号也

萬葉代匠記　写本　二十二巻　契沖阿闍梨

本書二十巻總釋二巻共に二十二巻とす　西山公萬葉集の世に
善ほなくして其詞義甚ゆしうなしぶすまを惜ませたまひて
先はじめ難波の隠士下河辺長流に仰ごとありてこれがおつくるべ

きようそて手紙などたまひしかど長流みづからはなほしんとする
折しもかしこちろこなひてなめらかならずいつかやすからず
なりしかば身まかりければ契沖に長流が跡をもゆりて除るべし
るは世せすてけく長流が撰ばれし　万葉の注と契沖が作
せたまへるてありて撰ばれしもあまたあれども　公の盛挙は
よろこびなほくの長流がありしほどのこたえなりし時さだまるものに
こゆりし此今案はやくなりて遂に代匠記二十巻總釋二巻ばかりも
てさりげなる小開巻第一首雄略帝の大御歌に籠の字の訓ほかを
すでに昔よりたてこのむきなりしに契沖はじめて
訓じて神代紀の無目堅間を證とせしかれど　西山公のは加太麻と
はよろこばせたまひ御けいつらの素意にかなはせたまふを寄し
まもせたまひて白金一千両絹三十匹ばかりたまはりて労らひたまふ
みなひとかはりしかれ序にみえしぞ　今案ずるに契沖の人今井似閑
開かこゆりし字すところの代匠記の自序にいへりしも　西山公の和

故によけて和書にいさゝかあるすがすめしく万葉集の新註を
めしよせたまひけれど、つかへ人のいとまあらねばつぎ〳〵をせ
たまひけるや、ほどなく万葉代匠記草稿二十巻を編集してたてまつ
たまふ。今書写することあるべし。されども公の御心にかなはずやありし
かれ世にひろまりたるの間にねもころに精選したまへるを紀中に
何謬作文字脱字此点謬如此点どもよ一々に注したまひてふくす
なほさらに官庫の御本中院家本飛鳥井家本阿野家
本紀州本幽斎本水戸校本等の秘書をあつめたまひて彼此校讎
おほくそへたまひしあつかひたまへるも此人作にかなひて此秘本
どもを以てふたゝび代匠記六十巻になされ注釈をくはへたまへり
しめたまふ。公それ説の玄妙なるを感じおぼしめされけるとぞ
よろこばせたまひ此法橋の書を草案なく残らずまゐらせ
まゐらせけるほど身まかりてのちまでも代匠は餘力となりぬ
これも考へあはせたまふべきにて法橋の代匠は西山に

あまねく世に伝へしかし古今の序のごとく これは上旨序中に
つまびらかなり ○總釋二巻 これは此集の部類をわけ 文字
正訓義訓によるはつれづれの事 枕詞并其餘此をくはしくあげ
られたるを論ぜり

萬葉集童蒙抄 写本 八十巻 荷田春満

此集古人註釋の可否を辨じ あけし此今案を述へ加へられたる童
蒙のさとしになりたるものにてのみならず又以て注せられたる釋の中にある
の詞のことに朱書してわかちたり 毎巻東縁信書写の奥
書にいはく ○此公羽本姓は荷田にしてはじめ倉氏斎宮と称す 契沖の晩年に
國学を学びて賀茂真淵は其の親しく学びて著述の書にはまた
いまだも大やけ焼失してつたはらず今はなすところの童蒙抄 伊勢
物語童子問等の書ぞ 稀に猶千蔭か万葉集略解は東万呂の考え
あり 万葉集の古本として考證の一をえつ

萬葉集考 第一第二別記 二巻 賀茂真淵

同　第三第四第五第六　写本　四巻

此集第一第二の巻外に別記二巻一本刊行す第三巻より第六巻
までハ写本にて伝はれり○此巻ハいにしへより伝はれる本の巻
の次序みだれたるを考へて次第をたてなほせり○考に云此集今の
二十巻ハもとハ一二乃巻と今の十三十一十二十四の巻と其外の三
四五六の巻とは此外の巻々は万葉集よりえらび出せり其の
とす○又云巻々此體古きよりしきたるまゝのものなり千年内の
次もいとみだれて其中故に深く考へて今なほさだめ正すこと左の如し
一　二今ノ首ト　三今の十三　四五今の十一十二　六今の十四　これまでを万葉集とす
七今の十　八今の七　九今の五　十今の九十一今の十五　十二今の八　十三今の四
十四今の三　十五今の六　十六今の首ト　十七月　十八月　十九月　二十月
右の七より下ハ家々の歌集にて万葉にはあらず此事委しく別記に
見えたり○又云　古本新本　ともに仙覚が考へ合せし時のまゝにて
なるも類ひとしき也今ハ其板に彫りてある字によりて彫りおけり

のくだり荷田大人春満も月よりはじめていさゝかこの書をよみて有
なほつくらむともありしかど今此本にうつしおきつるを且見るべし
ありしを朱もて書添たるハ助とも見えて此たび此考に合せ
よりよハ今ハまづなほし古本によりよハ今の早きはちひさし一本によりハ
字にまゝ彫て押しまた又奈良の若宮の神主がもてる古葉類要
集といふ集の中にもいふべきなどもはなはだしくすたれつめるところも
古本の中に入れ此外にもはや書出てはこよなくよきものにものも
一本の中に入つ
○別記に云考にいふごとく此集の中に古きを撰べるは今の八つの巻二
乃巻と今のまさしくて八今十三十一十二十四とする巻どもハ同じ時撰
ありしものなるを其一二三ハ古き大きさなりを
しての代も歌も考へしあげつるハ今の十三にしるせしごとくの代
も歌もしられぬ長歌をば挙四五ハ今の十一十二にしるしてふりく
代もあらしもしられぬ短歌を挙六ハ今の十四古き東歌をあげて

巻数はいくつかあるべし。国のいにしへ歌は国風なり。始めは
うたはいとのべなるものなれば、かくて今の
五八巻は山上憶良大夫の家集なり。今は七十の巻はそもいさ
さか古く集の體も他と異なり。二の巻は人麿の
作なり。今は十五の巻は新羅へ使ひしたる人の
ものなり。中臣宅守の茅上娘子と贈答せしかもて一巻とせ
るなり。集めしもの誰とはしらず。今の十六の巻は前にいへるごと
いにしへの物語の中なれば、歌も世にしたがひて載せ
たるなり。中に河村王・大伴家持の作も入れば、古き集にはあらず。
家持の集は七巻にして四巻は八九十七十八十九
二十八巻にはいにしへの家の集なり。万葉
集にいへるは右にいへる六巻の内の者なり。其外は家にて集めたる
歌なれば、作りしままにて二十巻にはかぞへしりがたし。
つまるところ八二三の巻は外にはいまだ世にもちひられずして

いにしへの物語にもちひられぬ人麿の歌なり。次は古今の
三十巻にして十六の巻までは八代の帝の時の
作なり。故に今委しく考へるに、次は古今
二十八は今の代にて、次は今の十六巻
もよいつぐべし。今の十巻七十九は
中ごろ有れどなほ古の中に成るべきなり。
右の十巻は今の五巻九にして、まことに天平五の
天平五の時に遣唐使の発船せし時の歌なり。今は九巻十七
ちはる上七万里とはいひながら、なほ天平五の比の歌なり。今の八
巻十二にして天平十三の比の歌なり。
今は四巻十三にして、これも久迩の京のようなり。
今の三と十四とは、まことに天平十六の七月にして、今の二巻十五にして久迩京の
ありしとき、ありしかども天平十八の九月ばかりの歌なり。十六は八巻の次にして
ここにつづけり。十七は今のごとし。巻は代は
ここにつづけり。十七今のごとしまことに天平
十八今のあり。まことに天平

勝宝二年二月より十九年をへだてし　また天平勝宝五年二月より二十年のあ
天平宝字三年正月のことまで　そを初めとしてかく正月のついでしもなきによ
あしくもなれどなほおもへるにみだれてなかりし事明らけし
其外も代々の作者わたく巻の次の事をあまた漏されたるの餘
をもかくおほつかなきすぢいかにぞつゞくもなけれ○ハあしくむすびつ○
又これらも仙覚が校合の時多く此本を以てすべて巻の次のす
がいとぬハなより今のごとくさだりんやし巻末の初にみださなら
ハ仙覚もさらん故の事しるおそこる彼此なれども今本のごとく
ハあらためられたれどもすでに乱出ても次もいかゞしらずに向さしば
いつの比かうちふれつらんと　ここに古今歌集序に万葉集よりしう
めたるとくことけるとぞ今ある集に万葉のなく七首あるか
序ことしうしうハ万葉故の見ずらんやられ在よりかでうしいよ
し万葉集よりハ二つと其外ことに此巻のなくて他ハ家々の
歌集なをゆて其中よりとりしを今二十巻すでに万葉と共よ

有ては遠からんこれもまた万葉集と家々の集と別なる證あるべき
所もなけれど二十巻撰せしハ延喜よりはるかならん○源氏物語に今
の十一十二乃巻に橘人麻呂が集古歌集のことなどいへるハ此集をさく
しものし　○また此中今巻によりてハ忠人人麻呂赤人歌どものこ
と勝れたる多ければ是ぞ赫撰の時て集めたる年代のはるかなるとて初め
にこそ古今歌集に万葉の歌十二首入しが其中大歌所の二首ハすでに
うたひものとしたりしかばさてもあるべし重けたる二首をさとも
除きて猶七首あるべし　○巻首に大考四條院より宝暦十年三月刻

萬葉選要抄　二十巻　九本　俊道恵岳

此抄本集の歌全首撰のせず初句を挙て注釈あり○凡例に云
契沖真淵の説によるもの多くいへん中もれしものハこれより物も
いたす或人の説の撰初にて作者の八代通記考よりては万葉考を
○これ此校序云なりはの倍契沖が稍諸説を晴らしめたる次
物これ出しかるく真淵が万葉考冠辞考などり合せるにこれ

八契沖がいまだ審かにせしかはいまだ考へらるるもなほ考へらるるものなり　安永六年六月常陽雨川山前住俊道惠岳自序

萬葉集旁注　二十卷　同上

本集のうちより契沖ハ閑雅の餘にかけて代匠記を著はしたり凡例より故にこれを贅せず　誤字脫字ハ改め或ハ補ひ並に圖ハ他くにてこれを旁に注す　另に枕辭畧注ハ他作にあり集中の枕辭よりかくのごとく粗ろの畧注のみにて前にいへるごとく選要ハ直にこれの欲の解すべきハ選要ハ全首ハ出さず單に注句の五字ハ印してこれを標す　梓行のはじめにあたりて一三の紕謬等の注ハ擬捨しきに已が意を附くるに譯ハ訂し脫ハ補ひ行ハ旁に注すみな葉及び巻の考ハこれ代匠記に序

萬葉集略解

天明壬寅林信徵漢字の序　同年松總園僑叢序　同年常陸雨引山老納惠岳自序　寛政元年仲夏刊行す

萬葉考槻の落葉　二巻　宇治五十槻

本集第三巻のはじめ上下二巻に別記一巻ハ附す第四巻と下嗣刻○ハ考に一二の巻ハいまだハ真淵の考をもとに○注に仁徳芝山持豊の序天明八年六月の自序ハ

萬葉集略解　七巻　橘千蔭

ハ書第一巻より才五巻まで刊行す○凡例に萬葉集今本字の誤のまぎれるもの多ゆへハ傍にもとのまま○ハ他ハ真淵の巻にハ考にまかせ真淵の家にはじめ倫ぜしと

巻考にハ巻の次ハ別にあり書ハまだ今やまず

目録ハ巻十五まで十六以下なきやうにすべし目録なしもまちがなりしにより奥にまとめ奥ハ

あしが正しかるべし　初学のためによきをひろひ出し　或ハ左注を
とりのぞきひハ別にし料簡をくはへけれどもみだりなる説あり
目録なるがしかればこそ人の目にまどはしくきこゆるもののなく　いはれなきは
もいてくみぬさぶすわるところもおぼしきれどもいと近き
世のものなりとのおもひぞすれ　あくいうやかわふハうれぬまもと
いつくく　又之今一ちむしちせられ東アの翁のえしれそていざ
うちうら付も川やしきし世の常よいちな活字のかれだ一がしるて挙
うり又伊勢の国人がもてこれかよえ暦之の校合せらし寛政し挙げ
うまえ今うれわ挙しる彼だ傍らえの字なまち又官なし挙
たらハ代匠記よ官本を校合し本のまゝしけわくいまちるれし
拾穂本も挙ぐる八小村季吟の校合せし古本ハいつくさじ氏本
よしとなきの挙くいちかわりくえゆるしそしずみる
古葉略要集も挙ぐる八東アの翁の僻案抄翁の考ハかれ
又てハ僻案抄ハ春日の又弥宗祐宗のまびこのまりくの

家に伝へし古葉略要集は持来りしを見せし時此集の文字かれた
びたび校合せしよしいへるを賀茂翁ハ此本の本をもて異同
考へられしもので近き比古要略類聚抄によりて考春日若宮
の神主の先祖祐茂建長の比例しけるを雖然の江田世恭より
人のねぐらめしたるをうつさへておのれも例せりとの略葉集
といへるハ此本なるべしやつまびらかなるをしられこの解ハ先翁の考
されたるまゝなり○寛政三年三月千蔭の自序ありて同五年刻

萬葉新採百首解　写本　三巻　賀茂真淵

萬葉集の中より風体ある歌をえらびてあつめ類をわかち
て註釈をくはへたり巻首に自序ありて次に附記ありて世人の近作
のうへのことはりをしるし万葉集は世用のことばなりとのべ
世の人がしく近作のうへ家々の伝へをならべて世をみだりがはしく世乃
風俗のおとりぬるをも神武天皇より当時までよたびまで変じつるを
論ぜり○此百首の部立ハ　四季　相聞は世の恋の部にあたるに同じ

羈旅　遊覽　古京　皇居　雜事　宴會　賀　挙ふてう

萬葉集玉の小琴　写本　一巻　木居宣長

今字ちうく流布すものなり集一二三四の巻のはし○自序ようを万葉集ハはのつゆよいまれりこゝろ人のひんまつりくやくようけるぬの字よ字ーひあつくらのくを
うはかのはれ世ハ幾ようをとひがくハさうもいをすがくひも
じのまふーもまひくくくきりあいうのんもまうつ
めまうれぬ秋なと多くうけうれこうはもていまもまくがーと
ものほゆくくハうれーずひがりーけの字はけんるはーそひく
うれそひめづまうづ万葉ふまれびのものかーしはハいれまくく
今まとうれまーつよまうびひくこれうれそひえけこうもと打ぬも
ごろようこつのうなを回ー詞のうづびまるがひはませほーんの
ぬうまもうーひまうくはもんもありしーさがまうづ
なはーれどはハんくれのえぞてよまくくよんはそひまくはど

書はつ見たるまくうれうれはんやあーんんやこれようよのうがめを
たづはーん人のんうれも
かきれすものとうはあるくくけはくきうん人も
○書ゆうはよ万葉一二の巻ハまはの考ようくせうひろまうれど
こううこ下ハ其書いまづ切○で世人まはの説はまうずおのれ宣
長ハ文通うくく全部二十巻かづーうづーきとろうはこ返まで
ようはーはのはれぞ真閑の説ともはーれまうくはこうれどはれうも
まうづひうまくはこれはれうくく

萬葉類葉抄補闕　写本　十五巻

巻首妙法院一品法親王漢文の序ようを万葉類葉抄ハ延北の万
葉ハ代言宜風つ勅はをーはくはうくはまくくくうう小来ようく星霜と
ほくくー二闕巻はうくう浪花の入江昌喜ようもの皇紀の古ようは好
はくくく往歳今ーはくくく其闕を補ハーむうく寛政丁巳春三月○凡書
言詞部　七巻　を集の何はうはハよの白或ハ下の白の孔字よはいろは

乃次第はもとのまゝ性寂抄くりし也〇奥書曰云　奉妙法院一品法
親王令謹補權大納言藤原宣胤卿所撰萬葉類葉抄閲言詞部
七巻　寛政九丁巳年三月　浪華入江昌喜謹識于時七十六〇同名
所部七巻　名所をわかちて歌をあげたり教よ今案をくはへし　奥
書云　右依契沖へ海北若沖之請北篇所編集也且聊加代説今
案而已〇外に目録一巻を附す　凡例云　此抄は契沖の説のみ收
用ゆ但日よりいへる事どもは契沖し代匠記その外契沖著述のおほ
かたへ又は沖があつめしところなれば説用ゆべし

古葉略類聚抄　写本　五巻

此書今わづかに巻ねつまびらかならず今存するは五巻也
巻第八　里　関　道　衢　橋　井　等のわかちて巻末に建長二年
九月十一日書写了花押あり
巻第九　山　岑　坂　杜　草　花　竹　木　等の目録なし巻末に
同年同月廿九日書写花押あり

巻第十　目録　題　水　河　瀧　海　珠　貝　舟人　海人　等なり
此巻奥書なし
巻第十二　目録　題　老　病　顔　無常　由縁歌　無心所着　あつめて
巻末に建長二年十二月二日書写し花押あり
末巻　目録　奥書なし　行宮　御獵　刑罰　將軍　故都
其餘積られたる手足をみる中に建長二年六月三日書写し
より奥書の一紙まじれり〇此巻のはじめに剥紙ありてしるしていはく
此巻并書目録脱簡加之張次前後錯乱最甚手写之次訂正
次者三十餘張其餘不可得而考也　又巻中に剥紙ありていはく　以下
四張應入他巻此巻目録脱簡不可得而考姑入此巻末
〇巻首に江田世恭が新写古葉略類聚抄序あり云　奈良の古京
春日若宮神主の家に古葉略類聚抄とて此集の古本ありと傳へ聞て
ようやくにして井上昌軌といふ人によりてかりうけ
しるものなきをひそかにうつしとりてもとの本はかへしつ

の神主の家にひめかれり其先祖祐義神に建長の比こんしと
ありて古葉畧類聚抄に引号にはかりめ出てこれを古字に
作なれるはかのもの万葉一部の歌抄ならんか古今六帖のごとくに
ようにて十二巻にてうもうけうめぐきこのかれしもなくしかりてちるも
りにやかりけれ巻れつつぐハようにて十二まで紙はんぐまに二百ぐうに
ちりぬるかりはかりみよりはつめたりにたりにかりにかりの
おぐしにつにれ姫に目録かりにかりまつけにかりにかりの
ぐにはにはにあめにかりにさとかりにくにつぐ雨夜あきやうの
抄にもにめにこにの夜にはにうにぐにちせにかりにくにびに抄
巻めぐにこにひにがにみおりにうにばはけあにくはけゆにくはけめ
はけかりにくにだにやにかんにやにうにがにうにかにうにめにくにの抄
にけ抄にめにうにけ抄にうにめにくにの抄
きせに万葉の抄にして代通花にてられり巻抄河園梨にの多に

萬葉緯抄名にて京の今井似閑万葉新註他に付弘法の海北系
沖抄にて万葉の古抄につめにれりやにはかの名にんずたぐ巻
長真淵に作せに万葉考の中にぐ抄かにくに古葉畧巻にい
へにされども抄号にたぐひ抄のやにいにつにもたぐにけにれにに
はにかにあにぐにおににぐによにいにつにかにに今昌軌のち
にかにて金匱石室ににれにに世にすにに世にににつにに抄
にににのあににもにうにれにしにに春日の陽詩の巻にけにずや昌
軌にけにに二巻抄にに世巻も一巻抄にせにとのに文字にれの中
えにかのにぐにくにくににに抄にかにに抄にとにけにせにまに昌
軌の抄ににれにられにもにひぬべきにあににめにに字にに抄にり
昌軌の家ににに山抄の元抄にに抄抄にくにちの抄抄にににに
巻記○此書に抄に抄抄にに抄抄にくにちの抄抄にににに
にけ抄にけにれにに抄にの巻抄にににに
にて補ににのにに抄にとにて

蟲損のあにに人にに

萬葉緯 写本　二十卷　今井似閑

此書は緯と名づくるは漢土の戰國秦漢に叶る緯書にならひて
なづくるなり緯は經緯の義にして布帛のたて糸なり
故に聖人の經書は
書は緯書とぞ
さられば信用しがたし古注のごとき
元命苞等のごとき其書七部ありこれは七緯にして今此書も万葉
集は經にして
万葉は緯にて
べし巻首に洛東隠士見牛編輯とあり見牛は別号にして偃嵐
亭と号す奥沖の人にして
賀茂の神庫へ納めしと○萬葉緯の目録を左に
巻第一　日本書紀原顔抄　巻第二　古事記原顔抄
巻第三　續日本紀本文畧　歌全　十四巻　一首　十五巻　一首　三十巻　三首

日本後紀　二巻　三首　三巻　二首　四巻　一首　五巻　一首　七巻　二首
八巻　一首　十巻　二首　續日本後紀　十二巻　一首　十五巻　二首
十九巻　長歌一首　興福寺方丈等　天皇宇美満于四十長歌
日本三代實録　一首
巻第四　此章雖非古詠同類將有古語依而集于茲
中臣寿詞　祭文　神樂舞歌　祝文　壺碑圖等
巻第五　大嘗會悠紀主基歌　二十一代集　夫木抄　歌仙家集
巻第六　踏歌章曲并東遊歌　全写　内宮年中行事　三十首等
巻第七　神樂　全写　巻第八　催馬樂　全写
巻第九　風俗　全写　體源抄　拾芥抄　今様等
巻第十　雜　和州藥師寺佛足石圖　歌二十首　古語拾遺　歌一首
日本國現報善惡靈異記　歌四首　聖德太子傳暦　歌四首
扶桑畧記　歌一首　明月記　歌道事　後撰抄　歌一首　曼荼羅縁起
歌二首　作者部類　歌二首

巻第十一　新撰萬葉集
巻第十二　日本紀竟宴和歌
巻第十三　真名伊勢物語
巻第十四　和漢朗詠集
巻第十五　出雲風土記
巻第十六　風土記残篇
巻第十七　風土記残篇　全写
巻第十八　諸書風土記　全写
巻第十九　樂詠并郢曲　全写　往古異年號
巻第二十　近世和歌　近世在於古風之人擬古歌詠歌集于茲
安冲講竟述懐長歌一首并短歌二首　莫囂圓隣新只
○一本　十七巻下　新撰萬葉二巻　真名伊勢物語二巻　和漢朗詠
二巻　右之部者世間刊行有之故略之都合二十三巻名萬葉緯
元禄十三年　洛東隠士輯之　奥書

萬葉集長歌短歌說　写本　一巻　藤原定家卿

巻首ハ万葉集長歌載短歌字之由ハ[illegible]ハ集全部二十巻の中ハ今ハ長歌ハ短歌ハ[illegible]字一字の[illegible]ハ[illegible]ハ例と挙巻末ハ濱成式長撰式孫姫式[illegible]浦奥

俊抄範兼童蒙抄等ハ引[illegible]長歌短歌の説古今相違[illegible]
ハ[illegible]○ホ[illegible]ハ[illegible]ハ一冊者ハ京極黄門定家卿自筆本或好士命手書不違二字今書写秘蔵異于他然漸不
思議之依巨細申出紙数行[illegible]字[illegible]毛頭無違乱今書写則
遂校合訖和歌之難義依此一冊始而分明也最可謂至宝矣
賢擬不可免外見者也　寛文九年閏月廿日　清宗川　正徳五年
未五月廿九日令二校了○按[illegible]奥冲の古今餘材抄短歌のハ
ハ[illegible]引[illegible]

萬葉集名寄　五巻　下河邊長流

萬葉集ハ[illegible]自序ハ[illegible]

萬葉集千歌　写本　一巻　揖取魚彦

本集の中ハ[illegible]和歌ハ[illegible]人の擬範[illegible]風作の短
歌千首[illegible]

萬葉集淺茅原 写本 二巻 澤真風

奥彦の千歌をあつめしひて経緯を新にしるしてかく

巻上 天象 春 夏 秋 冬 雜歌 方域

巻下 神人之部 相聞上 同下 羇旅 心述 譬歌

寄物陳思歌等

○序文ハ世にいとめでたくかきなしたるものにて

ことの葉のうるはしきことはいとかしこくかなしきこと

ものの哀をもしるべくかなしきことはいとかしこくかなしき

ものの哀をもしるべくかなしきことはいとかしこくかなしき

ものの哀をもしるべくかなしきことはいとかしこくかなしき

縱横に格なし○上層に撰集の名なし○此書に入る万葉集の歌五百八十一首内長歌七首旋頭歌五首し○撰集に入る万葉の歌 古今十一首 後撰十七首 拾遺百廿二首 新古今五十八首 新勅撰五十七首 續後撰廿一首 續古今四十七首 玉葉八十一首 續千載十七首 續後拾遺三十二首 風雅五十六首 新千載三十首 新拾遺廿八首 新後拾遺五首 新續古今十首 ○撰集に万葉の歌なし載ものハ 後拾遺 金葉 詞花 千載 續拾遺 新後撰し

○天明元年辛丑四月の奥ちかの写

萬葉東語槃 写本

一巻 同上

萬葉集巻第十四巻第二十巻の東歌の詞なし五音五十字の次第にしたがひ類別せり但し臨時に他ちなし引合せ

萬葉集荅問書 写本

二巻 同上

なし集の中に狂歌なし田中道麿の問に対し宣長の答し

萬葉集作者履歴 写本 五巻

なし集の歌の作者帝王諸王大臣諸氏に至るまで履歴の考へべきものなし引ハ日本紀 續日本紀 近江氏録以下諸書なし挙げ撰者詳なるべし

新撰萬葉集

二巻 菅原道真公

一名菅家萬葉集とも道真公の撰なり一説に是善卿の撰とも按ずるに扶桑略記に曰寛平四年九月廿五日菅原道真公撰新撰萬葉集上下貳巻と此説によれば菅家の撰なるべしなり此書の十二ふの字ハ寛平年中后宮乃欲令ふしびなり海首真字なりせたまひ左に七言絶句と五日に志に作者の名なし漢字の序なし寛平五載秋九月廿日と序なし

上巻 春歌 廿一首 夏歌 廿一首 秋歌 三十六首 冬歌 三十一首

恋歌 二十首 下巻 春歌 廿一首 夏歌 廿二首 秋歌 廿三首

冬歌 廿二首 恋歌 三十一首 女郎花歌 十二首 一本無女郎部以下

恋部為巻終

○此書下巻の絶句韻字はいとずして上巻よりはずれたるなり

拙き決し菅公の作似ようず恋の作拙き巻ようて

るなり○近年舟宣長翁すこしろ万葉集

上下二巻にはしるしの巻ハ上下の巻ハ

のさまよりの巻しるわるくかなれどいく菅原の大臣ものしる

るなんなれなのさまのんよりの巻しるこれしてさしるの中の

作ものしるなんなれずもげよはけれ七言四句よりの

のしるのなんつ手ばしるがはやしるいるもしるさく

ずしるしるしるしるく韻字しるものはしるよりのしるず

しるしるさるのもしるずしられず下の巻ハの大臣ハ今の拙しるの

まのしるはなしるなるなるな

奈家代々代集より

八代集　十六卷

拾芥抄ニ古今集　後撰集　拾遺集　後拾遺集　金葉集　詞花集
千載集　新古今集　已上謂之八代集　○写本奥ニ云　右八代集為
備證ニ以数年間之令校合畢　文明第八三月中旬　牡丹花判

二　四代集　廿卷　一本

舊名八代抄ヨリ定家ノ八代集の中ヨリ撰出サルヽ
古今　五百八十九首　後撰　百三首　拾遺　二百十首　後拾遺
百二十首　金葉　二十四首　詞花　二十一首　千載　二百四首
新古今　五百九十八首　此内合点歌　二百八十六首　都合一千七百九
十一首　黄点歌勅撰抄後鳥羽院御撰ノ内也　巻尾ニ承久元年
九月九日民部卿清原息ノ　入参議従三位行侍従兼伊豫守藤原
左判の奥ニ云　安永四乙ノ九月刻

八代集抄　百八卷五十本　北村季吟

此抄第一卷ヨリ才八卷まで　古今　才九卷ヨリ才十四卷まで　拾遺
才十五卷ヨリ才二十卷まで　拾遺　才二十一卷ヨリ才二十八まで
拾遺　才二十九卷ヨリ才三十一卷まで　金葉　才三十二卷ヨリ才
三十四卷ヨリ才四十卷まで　千載　才四十一
卷ヨリ才五十卷まで　新古今　○奥書ニ云　茲於古今集直載古
抄其餘之七代集或襲先達之註解或用前人之訓説従為
百八冊名曰八色抄刊布而寿於久遠嗚呼吾薄識浅見安
足窮其淵微唯欲為高而置言於勅撰之和歌竊比種玉老人訓釋萬葉等云
天和二年仲春時正日北村季吟秉筆於拾穂之菴下　○按ず
ずに表紙のうらに切ってはりつけたる
ずに捜索のかたちまでいつハけれのかたちなれば
ずに捜索のかたちまでいつハけれのかたちなれば
ずに捜索のかたちまでいつハけれのかたちなれば

集の巻首にこの此集ハ故金五吾基俊卿より五條三位後成卿に伝授
の故なり京極黄門院禁門より世々秘口訣二重三重に伝
授し不審齋宗祇 牡丹花老人などの伝授の十箇條の
制詞ハ古今のこれさミ季吟ゑのうの伝授の霊場地ハ
ひ伝授なり彼不審齋より九世血脈ハ
其次伝のハ彼十ケ条の制詞をとりくみ
多分異説恐ひ所なり今ハ古ハ
井の抜中納言雅親ゑ
ハのていなり別撰密勅撰案ハ
後ハ花山院ハ
一位の雅家ゑ
こうの制詞とりつくもハ
ふるしハのゆゑ撰案ハ別撰密勅ハ
しハ
ハ
ハ

作者牡丹花もしはいづれの通村なるべし

十代集抄　一巻

八代集のうち古今集ばかり作者ばかきれる勅撰後撰拾遺古今ばかりを抜出しかの作者いまだつまびらかにあらず

十三代集　五十巻

新勅撰　續後撰　續古今　續拾遺　新後撰　玉葉　續千載　續後拾遺　風雅　新千載　新拾遺　新後拾遺　新續古今　已上十三代集と稱す

二十代集抄　一巻

此書は二十一代集の中古今集ばかり作者きてかばかりを抜出しかの作者つまびらかにあらず

二十一代集　五十六巻

八代集十三代集ばかりを合せて二十一代集と稱す目録拾芥抄にあり

二十一代集分類　五十巻

巻々此次第にあらず部立のまゝにあらざるものし

古今和歌集　二十巻二本

六十代醍醐天皇の延喜五年四月十五日詔ばかり奉りて御書所預紀貫之の棟梁にて撰ばせ大内記紀友則前甲斐目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑等これが撰す假名序は貫之直名序は貫之の名にて紀淑望これを書す為系系にいまぬ称ゑ但一七首ゑと古のくハ名ばかりさず或は左よ作ばかりす當帝の作製と入ず延喜五年の二月より六十一年にして卒せしかば撰者の内大内記紀友則は貫之の後歟なり此ゆゑにいまだ集ナれども集の哀傷の部は紀友則ばかりの作なり○古今集と名づくるは八集の假名序にいはく今もみるべしかるがゆゑに

なるべしなれせもつてそれをくみうを万葉集をいひぬみたる
ものゝをもたてまつりめなりのくれんをくこれの文をくの
ふみをくをう○真名序を百各献家集并古来舊歌曰續萬葉集於
是重有詔部類所奉之歌勒為二十巻名曰古今和歌集をくこれ
をもくを按ずるに集をもじめハ後撰新集と名づけ給ひしの
万葉をあのごとく部をわたりたるをもくを勅撰にをくを細
をくを新撰をくを古今和歌集をくを名ハ物をもくをもてをけ
名序の他者紀淑望ハ中納言長谷雄の男なり一説ハ貫之の養子
なるをもしをくを集のそれの序ハ他者をハをくを美作
なるをもめれをくをハなを集の類に入るをもをいふ○假字序
類ハをくを集ハ大和の国守の序ハをもめとすをれ
をおいをれ漢文をくを序をもハ従鴨長明の無名抄ものせを○
按ずるに集をれをれを序のをハをしを従一定なをしずをしてををを
淑望をハをくを説ハ基俊の説をハを定家をくを多の

古今集二ハをくを貞観三年の奥書を嫡孫に伝をくを将来の證を
をくをれをくを貞観をくををくをれを序をのをハをれを序ををくを入れ
を又嘉祿二年四月九日の奥をハをハを孫をくををれをハをれを序の
みをくを真名序ハのをなを二条家をハを孫をハを月をひをを冷泉家
ハをハを孫をハを月のをくををくをれを序をのをハを第をハをのをハを
集撰をををハをれを序ハを載ををををををををををををををををを
ををのををををををををををををををををををををををををををを
ものをををれを僞をの和漢朗詠集を序の内の六句ハを入をれをを
をををををの他をををを○集證をのを定家をををのを世
をををををを和歌院の孫を二年四月九日ををををををををををを
ををを貞観ををををををををををををををををををををををををを
奥をのをハを貞観ををををををををををををををををををををを
伝をををををを陽明門院伝を者を自をを延慶伝を相伝をををを

御釣殿ヤ[illegible]其れ物[illegible]しく故[illegible]信釣殿の[illegible]しく焼失す
けり序なり小[illegible]皇大后宮の侍女[illegible]名序[illegible]焼失
す件の女の流通家釣殿自[illegible]れし其由表紙[illegible]殿左[illegible]
の侍女[illegible]姉の[illegible]序是院太政大臣の[illegible]
玄上自[illegible]故大概[illegible]故禅閤作せられ[illegible]奏[illegible]の古今[illegible]
[illegible]至宝[illegible]
つ[illegible]諸[illegible]取[illegible]筒[illegible]将来家
の證[illegible]奥書[illegible]二条家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]基俊成[illegible]古今集の[illegible]
[illegible]経賢孝尋[illegible]東野州常縁宗祇道
遥院実隆 称名院公條 三光院実澄細川玄旨法印[illegible]
八条殿 中院[illegible]宗祇[illegible]
[illegible]流[illegible]南都饅頭屋[illegible]

[illegible]奈良[illegible]饅頭屋[illegible]八林宗二の[illegible]
源氏林[illegible]節用集等の作者[illegible]撮[illegible]暁葉巻十七[illegible]
古今[illegible]の[illegible]

[illegible]の巻	才一	[illegible]の巻	才二	[illegible]の巻	才三
初[illegible]の巻	才四	[illegible]の巻	才五	[illegible]の巻	才六
[illegible]の巻	才七	[illegible]の巻	才八	[illegible]の巻	才九
[illegible]の巻	才十	[illegible]の巻	才十一	[illegible]の巻	才十二
[illegible]の巻	才十三	[illegible]の巻	才十四	[illegible]月夜の巻	才十五
[illegible]川の巻	才十六	[illegible]の巻	才十七	[illegible]川の巻	才十八
[illegible]の巻	才十九	[illegible]の巻	才二十		

○部立 春上下 夏 秋上下 冬 賀 離別 羇旅 物名
恋自一至五 哀傷 雑上下 短歌 旋頭 誹諧 大歌所 ○歌枕
八雲御抄 千百首 袋草子 千九十九首
題詠 密勅
八巻

顕昭の古今集の注は定家卿の勘物かとらるゝ慶融はあの家つのみし

古今和歌集鈔　六巻

巻首は古今和歌集両度聞書にもとゝ山ハ宗祇法師の東野州の説釋なるべしの文也文明四年東常縁の跋にもとゝ万葉の

七月上本寸

古今和歌集深秘抄　六巻

真名序の注は應永奥書なれども伝受は宗祇奉書

書此一帖以被見常縁所存少加筆加詞者也門弟法一思花

いゝ仍為此之加此詞耳　文明四年五月三日平常縁在判　又

文亀元年九月日　宗碩在判　文明十四春正月日　宗祇夢菴判

古今栄雅抄　二十巻十六本

飛鳥井雅親入道栄雅の作にもつぐるなるべし　山書

古今秘密抄

古今抄延五記　二十一巻　尭恵法師

古今集一部の聞書なり奥は尭恵の名ばかり真名序の奥は

永禄八年乙丑二月尭恵自筆の本なるべし重く校合す　日次

ようの丙寅の四月上旦　尭憲法師の本なるべし校合す

ようの奥ちがひ　○延五記と号す山集延五記

古今序註　十巻五本　了誉上人

假名序の註なり應永年中浄土宗の僧了誉上人作し了誉ハ

和歌の道に傳河上人の門人なり巻末は應永丙戌仲秋

了誉謹之云々とあり了誉謹ハ聖冏関東佐竹黨の人の子

古今集傳授　一巻　今川了俊

はちゝ了俊の言塵集のちがひものし

古今餘材抄　三十巻　契沖阿闍梨

真名序ハ漢字なれば以くはすす契沖の自序にもとゝ釈

[illegible]

[illegible]

古今和歌集手聽　二十巻

此書ハ賀茂真淵の講記[illegible]古来の諸注ハ齟齬[illegible]
[illegible]古書よりくろ[illegible]の時代ハ考へ得神家伝[illegible]乃
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
毛利家よりたまひ[illegible]女の[illegible]の[illegible]

[illegible]

古今集真名字解　四巻　菊池春林

古今集一部ハ真名[illegible]の字義[illegible]の意ハ
[illegible]めんがめし　日本紀　続日本紀　三代実録　文徳実録　万葉
新撰万葉　古事記　古語拾遺　拾芥抄　江次第　文選　白氏文集
遊仙窟　史記　[illegible]巻尾ハ明和壬辰中冬於洛陽下出雲寺　道祖神
祠下隠士菊池春林述[illegible]

古今和歌集鄙言　六巻　尾崎雅嘉

古今集の歌ハ俗語ハ[illegible]

の餘材おほくさぐひかとうしてはなはだ俗語なり俗語の中
おのづからもらすべからざる思ひの一端くるのみなもあれさ
ぐたるうしす

古今和歌集両序鄙言　二卷　同上

假字序真字序ともに俗語を譯し故にけるすべもハスをの〳〵の古歌
て四〳〵俗語ハ〳〵注釈す真字序のうしくせハ叶雲阿闍梨自
筆の卷ハ〳〵ハ

古今集遠鏡　六卷　本居宣長

ゆゑもうのうち俗語ハ以くうち譯〳〵ハ〳〵二三の古〳〵と
つけ〳〵うれ日ハ上下を立つく注ちうちと長歌ハ譯を省けるを
餘材おほ多聽等の注ハ〳〵ハ餘材〳〵ハ聽〳〵
の譯例を挙〳〵

後撰和歌集　二十卷　二本

六十二代村上天皇の天曆五年辛亥十月大中臣能宣清原元輔
源順紀時文坂上望城等よみ〳〵のさして昭陽舎梨壺よ校〳〵
万葉集ハ〳〵〳〵めたまへ〳〵つかうぐよ〳〵れハ〳〵〳〵〳〵めてよ
一条摂政伊尹ら藏人おのおの和歌おの〳〵ハ〳〵〳〵ハのまれ歌
源順つ〳〵て宸筆ハ〳〵ハ〳〵ハ文ハ和文ハ漢文ハ巻十二ハ〳〵
○此集證ハのゆ〳〵ハ〳〵ハ朱雀院塗籠のハ〳〵表
紙〳〵ハ長永のハ〳〵〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
未ハ今ハ代集ハ用ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵〳〵〳〵〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵
ハ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
十月晦日杉原昭陽舎梨壺ハ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
讃岐大掾大中臣能宣河内掾清原元輔学生源順近江守紀
時文御書所別当坂上望城等人〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
二日辛巳ハ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

[illegible]　日三日今撰令[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　又一ハ天徳[illegible]　[illegible]

[illegible]ハ和[illegible]撰集ハ万葉集[illegible]

[illegible]て大成せ[illegible]ハ古今集なれ[illegible]

古今集の[illegible]撰[illegible]ハ[illegible]

もいて[illegible]○ハ序[illegible]

[illegible]ず[illegible]宣[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]古今[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二首集不見歟し　五百九十二首集抄されて遠　葉門融覚判
抄ハ剪定茂家卿判　○ハ古抄ハ古今ハ撰の分　俳　遠
万葉の分ハ撰ハ為ハ　誤ハ　撰　一条院の御製ハ入
ず　○長明せ抄ハ拾遺のはうに付らるゝ分
てこゝにくはしくかゝれすくさかなきはし　○賀茂真淵
国ハ拾遺ハ伝聞のこの人ハ書集めたんこゝ万葉ハ好と
いやゝうちきゝくんかたゞせ　抄ハ　十三集九撰
拾遺ハ今ハ系ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
たゞ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ

後拾遺和歌集　二十巻　二本

七十二代白河院の應徳元年九月十六日中納言通俊に撰進せしめ給ふ　先承保二年九月より集撰ありしかども　諸人相ひ違ひて撰定なりがたかりしかども　九月より撰ひ始めて十月中旬に奏覧せしめ　諸家代々の撰集を扶翼の為に　十一月始めて定撰の儀ありしかども　寛治元年に至りて　其年十月に奏覧せしめ給ふ　拾芥抄に○通俊の序に　古今相撰の内の撰集をば　これをもつて　つぎの家の集といひて　つぎつぎの人の歌ばかりを　撰ばれたるものなり　これ　目よりつきたるなり　とぞいはれける　○八代集抄に　拾遺集撰ばれし後　通俊これを撰ばれけれども　これ　未代の不審　さらんずるなり　撰集ハ天皇　勅撰　ならでは　撰ばれざるもの　なり　○法皇

撰ばせ給ふ　撰集　撰ばれる　○撰集　撰ばれる　○撰集　撰ばれる　○

[illegible]

金葉和歌集　十巻　一本

七十五代崇徳院天治元年白河法皇の院宣により前木工頭藤原[illegible]
[illegible]人これを撰ず天治元年より大治二年に奏上
奏決すること西行法師[illegible]書の案をもて
奏決すること件のごとく左右なく[illegible]撰者の[illegible]

[illegible]件のごとく故待賢門院より[illegible]今は相ともに実り
[illegible]人兼盛能宣ら歌并に古今集拾
遺集のごとき等これを書写し[illegible]これを入れ拾遺に柄[illegible]て[illegible]并置せんのこと
[illegible]巻[illegible]のごとき[illegible]のこと
二家のおし近代の人[illegible]世[illegible]被[illegible]世[illegible]流布の[illegible]
[illegible]入巻[illegible]故将依[illegible]但[illegible]并[illegible]撰[illegible]
[illegible]基俊[illegible]奏[illegible]造紙[illegible]
[illegible]撰者[illegible]依[illegible]和[illegible]
[illegible]以上[illegible]
[illegible]拾遺全集の[illegible]
[illegible]○長明[illegible]全集[illegible]
[illegible]○吳竹井[illegible]撰[illegible]
集[illegible]突集[illegible]

なし夫々の字五首ハ奥ノ世ノ○部立 春 夏 秋 冬 賀
別 恋上下 雑上下 連歌○歌数ハ六百四十九首 又連歌
作者ノ子ニ六百五十四首 此外連歌十九首

詞花和歌集

十巻一本

七十二代近衛天皇ノ宣旨ニ依テ崇徳院ノ御撰ス天皇ノ御在位ノ時ハ藤原ノ忠実ノ摂政ノ時ニ成ル奏ス四位ノ侍従ノ藤原ノ顕輔ノ卿撰ス天皇ノ御崩ノ後ノ御ノ為ニ撰ス除キタル歌ノ中ニ撰ス顕輔ノ卿ハ俊成ノ卿ノ父ノ歌ノ作者ノ名ハ盛綱ノ卿ノ歌ノ作者ノ名ハ顕輔ノ卿ノ歌ノ作者ノ名ハ顕輔ノ卿ノ歌ノ作者ノ名ハ顕輔

可撰進之由有御返事云〻○假名序後成て他〻ろ汁汨ろ云社拾遺
集よろ〻しひのこれろ〻ろ上西暦のころほひより下之ほの今ろ〻
ろまでのやまろ〻ろ拾ろ〻しひれてはのべさおほせごとなんあろり
ろの序ろ〻ろ〻ろ〻

古今集よりこのかた十代の集にいれるなどこれ何のすぢ
ゝゝ○元久二年三月より競宴所をとなへ元久二年六月撰ぶ
べきのゝ仰せゝ下れども或ハ止められ或ハ始められ或ハ
也上明月記の題し○拾芥抄云拔書しれる歟直官位有お遠
所謂通光大納言或ハ左大臣藤原家隆卿等○奥書よりの寄五首入
かたをこれハ隠岐のゝ抄く改め直させたりやうく書日
隠岐かと称すゝよりこれ所詠ハ扶桑拾葉集よりのせられま
へる○阿仏房ハ俊成卿古今むしのやうゝ五ゝ
おらざるべき歌の意ひろくゝ
なるべき歌にはよりよれすゝ
よて勅撰ハ名をゝ
ゝぶれたりう仰ゝ○ハ晋光国院の近代風体ゝ
おりしるき集ハ勅撰の人ゝ
いでけりべきみなか歌ゝハ姓氏のゝ首の作者まで

くハ名人の歌撰ゝ勅撰ゝハ拾遺まで撰ゝ
ハ金葉詞ゝ千載新古今など撰ゝ
相府つゝ作ゝ歌ハ新古今まで撰ゝ
ゝのゝ撰ゝ○資慶ゝ
ゝ新古今ハ至極せゝ
つゝゝて慶ゝ
らゝ月ゝけゝあゝ○部立 春上下 夏 秋上下 冬 賀
哀傷 別離 羇旅 恋自一至五 雑上中下 神祇 釋教 ○歌数 八
雲二千九百八十八首 万葉歌入之 古今歌皆不入
連之 詞先達之説 加了簡書置一冊也 平常縁を判

新古今和歌集抄

四巻 平常縁

巻首ゝ新古今新抄ゝ
○慶長二年丹山隠士玄旨奥書 此抄書日 平常縁を判

新古今増抄

二十巻 加藤盤齋

毎首ごとに古抄の注釈ならびに○資朗ごとに抄古今四巻おのおの盤齋が
齋の自跋ならびに○増抄もこれ

新古今集美濃家畧　五巻　本居宣長
門人大矢重門点法おのおの序あり　跋をかの小山集の歌ごとに
たること　傷ずる題をかの小山集のごとく注をかの尾
張友永序　○書中に集のごとく序業なり
張友永序　○秦島序　大矢重門序　同上

美濃家畧　新添　三巻
これは新古今集ごとに附録して巻首に宣長の歌を
ふつとにのこれども新古今の注釈なり　乃末抄なり
上巻　新勅撰の注　此中奥ゆの注釈抄の注なり
中巻　續古今　續拾遺　新後撰　玉葉　續千載
下巻　風雅　新千載　新拾遺　新後拾遺　新續古今　千載

いづれも今はすべてなし　巻尾に寛政元年四月十三
日夜書終ぬとあり　同九年二月上本す

新勅撰和歌集　二十巻　二本
八十五代後堀河院乃倫言に依て貞永元年壬辰十二月二日前中納言定
家ら撰す○拾芥抄に貞永元年六月十三日召に依て参内　上
の外座に侍す藏人弼右中将源資雅朝臣入上戸相逢奏上奏侍し由
帰出上古抄和歌撰進すべきよしこれ仰せ稱作す退出す同
年十月一日先序奏之目録夫後二年五月内に仰に依て奏進狼藉
草本不被返下同十一月日付下状返下止少々歌を上し仰に朝臣給
て活字進る○進呈のかの書中に仰に成り八代集ちの
ちの人し○假名序真名序に仰に假名序定家の他ところに仰ぶ
いま侍りのごとくつもて行行のごとくなるべしなり
ますべしなのごとくかなきもめ〻ごとくに序ふ元年十月二日これと奏
すべく○天文井蛙抄に新勅撰抄で宇治川集ごとひろ武士の抄ごと

入道前太政大臣○宗尊親王勅撰集よおほせ武士のもとに入らせ給て実名は宇治川集とつけ給ふとぞ八十ぢ川とも云ふ勅撰成て女院御息所の物語ハかくれゴとまり給ハぬ中納言入道なゝめ人のゝてはいとゞ心ぶかくてこれたちは人もゆゝしくおもはせ給ふなるべきなりけりもめくれさうしいひ流しいとゞ入道殿のえゝ〳〵しゆつき給ふ歌七十首とゝ中ゆゝしゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵

とも奉らう。○奏ちまつる元禄十二年五月廿六日　摂之江南沙門製沖

新勅撰和歌集抄　八巻

沙門祖能

さわらん法師義の沙田正業とりて人のまねをしてとて書中より梅月をのおを御しまけのおを

とるもとるとう澄月の序を実況十巻とす

續後撰和歌集　二十巻四本

八十八代後深草院宣旨七月日勅撰ちゅう　建長元年十月廿七日院

院宣の院宣ちゅう　民部卿為家ていあそんてう　拾芥抄ていう

○今川了俊ていあそん　撰集ハ為家の撰しられまて我勅撰の

餘風残ていあそん　其ほかの集ハ和撰者たちの私曲ちゅう

ていあそん　一代よおもむきていあそん　○光雄ていあそん　撰ハ初中後ていあそん

歌ていあそん　き人ハ歌ていあそん　常ていあそん　○部立　春

上中下　夏　秋　上中下　冬　神祇　釋教　恋　自一至五　雜　上中下　羇旅

○歌数　拾芥抄ていあそん　千三百六十八首

續古今和歌集　二十巻三本

八十九代後嵯峨院文永元年七月十二日　摂政関白の院宣ていあそん　撰者

大臣為家ていあそん　基通入道民部卿為家ていあそん　撰者ていあそん　右大

弁為家ていあそん　光俊ていあそん　真観四人ていあそん　撰ていあそん　假名序真名序ていあそん　假

名序ハ為家ていあそん　基家ていあそん　萬葉集の内十代集の外のていあそん　撰ていあそん

或ていあそん　嘉元三年三月西園寺ていあそん　為氏ていあそん　撰ていあそん　庚申ていあそん　今の次ていあそん　勅撰

撰ていあそん　為氏ていあそん　撰ていあそん　勅撰ていあそん　融覚為家ていあそん　撰ていあそん

ハ為家ていあそん　撰者ていあそん　祖父俊成ていあそん　千載集ていあそん　撰ていあそん　の例ていあそん　外ていあそん　求ていあそん

らずていあそん　なりていあそん　すぎていあそん　弘長元年ていあそん　撰者五人ていあそん

ら内前内大臣家良公奏ていあそん　以前早世ていあそん　集ていあそん　めハていあそん　今

一人ていあそん　詔ていあそん　撰者ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん　ていあそん

歌ていあそん　玉葉集ていあそん　基通ハていあそん　撰ていあそん　公の孫ていあそん　為家ハていあそん

撰の孫ていあそん　光俊ハていあそん　為家の歌人ていあそん　撰ていあそん　和歌ていあそん

あていあそん　時ていあそん　人ていあそん　真観ていあそん　撰ていあそん　融覚ていあそん　撰ていあそん　○假名序ていあそん　古今の序

勅撰ハ九代ノ集ニシテ四人ノ手ニ成リ万葉集ノ外ハ皆ヒラカナ書ニシテ歌ノ下ニ作者ノ名ヲ注シタリ

古今集 紀貫之 紀友則 紀時文 紀忠出

古今集ト云フモノハ延喜ノ御代ニ紀貫之ノ他ノ勅撰ニ奉ルベキ歌ヲ撰ビ集メタルモノニシテ古今ト字ヲ名ヅケタルハ其ノ中ニ古今ノ歌ヲ撰ビ集メタルニ因リテ名ヅクルナリ

○部立 春上下 夏 秋上下 冬 雑春 雑秋 雑上中下 釋教 神祇 恋自一至五 哀傷 離別 羇旅 拾芥抄ニ千九百七十二首

○歌数 拾芥抄ニ千九百七十二首

二十巻 二本

續拾遺和歌集

八十九代亀山院宣ニ依リ文永十二年前校大納言為氏ニテ撰ビ弘安二年十二月廿七日奏覧ス○撰者為氏ハ為家ノ嫡子ニシテ歌撰集ニ入リ○部立 春上下 夏 秋上下 冬 雑上中下 釋教 神祇 恋自一至五 雑春 雑秋 羇旅 賀 哀傷 離別 拾芥抄ニ千六百首

二十巻 三本

新後撰和歌集

九十二代伏見院正安三年宇多院の院宣ニ依リ大納言為世ニテ撰ビ為世ハ為氏ノ姉ノ子ニシテ嘉元二年十二月十九日ニ奏ス○吳竹抄ニ楊明門院ノ撰トハ誤リ家ハ津守ニシテ住吉神官ノ家ニ入リ為氏ハ勅撰ニ名ヲ連ネタルモノハ為氏ノ力ニ及ブベカラザルモノ多シ

○部立 春上下 夏 秋上下 冬 雑春 雑秋 賀 羇旅 釋教 神祇 恋自一至五 雑上中下 拾芥抄ニ千九百七十首

玉葉和歌集　二十卷　四本

九十四代花園院正和二年癸亥八月伏見院の勅撰に依て為兼卿撰す古今の外の古歌撰すなり家の孫にてこれが奏す上古より代々の撰集のうち風体ゝ変きハ風雅集歌のうち

てお教のうし　○こゝ光院こゝ集のうち

きハ玉葉集こゝ　○部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　旅

恋自一至五　釋教　神祇　○歌数　拾芥抄こゝ二千八百二首

續千載和歌集　二十卷　四本

九十四代花園院文保元年戊申四月十九日九字勅撰宣旨に依て為

相文納言為世てこれを撰す　○耳底記こゝ千載秋勅撰の力ゝ

て後千載とおなじ世の撰せ　○部立　春上下　夏　秋上下

冬　雜體　羇旅　神祇　釋教　恋自一至五　雜上中下　哀傷

賀　○歌数　拾芥抄こゝ二千百二十首

續後拾遺和歌集　二十卷　二本

九十五代伏見院元亨元年辛酉三年七月二日綸旨にて為定卿に

為てこれが撰す　○正中元年壬子七月十七日こ

ゝ為て覽去の間子息為中納言為定つゝ後ぐこれを撰す正中二年

十二月八日これが奏進す　○勅撰なるの後なり　或こゝ為定

ハ為世ゝ　○為定の叔父なり　○部立　春上下　夏　秋上下

冬　物名　離別　羇旅　賀　恋自一至五　雜上中下　釋教　神祇

○歌数　拾芥抄こゝ千三百四十三首

風雅和歌集　二十卷　四本

九十七代光明院貞和年中花園天皇御撰し叶こゝ貞和二年丙戌十一月

九日竟宴ゝ為おこなはるゝ竟宴の例ハ勅撰古今元久二年四月こゝ撰れこゝ

ゝ後古今竟宴夢こゝ為おこなはるゝ真名序假名序ともに法皇の御

作こゝ集の後ハ青蓮院入道二品親王ゝ為ハ伏見院のゝみ

こゝ　○假名序こゝ元久のむかし　○此御所ゝ為てこゝ

ゝ　○こゝ　○ひあつめくるさきこゝ

せりこゝ　○こゝ和二年十月九日こゝ　○櫻雪記

[illegible]元年 北京貞和三年 今年北京の風雅集撰ばれし宗良親王
これが撰く是より先の傍撰拾遺集撰ばれしかとの説
て作者の漏れ今また田舎よりの撰者も沢定に入れもすべ
ばく歌きく

いつかうれを身にはあもなりぬ
うのはいはかりしかもうきはなりぬ

○部立 春上中下 夏 秋上下 冬 離 恋自一至五 雑上中下
釋教 神祇 賀 ○歌枕 拾芥抄に二千二百十首

新千載和歌集

二十卷四本

九十九代は光厳院延文元年八月十日五部撰定四月廿日四月廿日
の部定られ奏聞すれば遠給者依天氣言上
つられば撰す ○編旨案 上古以来和歌可令撰進給者依天氣言上
如件 八月一日左中辨時光奉 進上御和歌左入道大納言殿 ○為定
つはあんての撰もしいてもあんの早世故祖父お世の沢知つけを和

秋ばかりの人し○之光院の撰千載集は欲ばれ撰集
ばかりの人の集より悪ばかりの肝要なり
○部立 春上下 夏 秋上下 冬 離別 羇旅 釋教 慶賀
恋自一至五 雑上中下 哀傷 神祇 ○歌枕 二千三百五十八首

新拾遺和歌集

二十卷四本

九十九代は光厳院貞治二年二月二十九日民部卿為明編旨撰定
てられば撰すれば弁資定四月四日事奏聞二年四月廿日
四季六卷旦奏後す返例以前四月廿七日撰者逝去より後
の者より傾向は例よ雑の都城お後く撰ばれ○拾芥抄
を勘解由小路二品為ばれ撰ばれ沢定は貞治二年二月十一
日内裏武家に作せ撰ばれ八月十五日和歌所五條室町に武家より
為ばれ沢以く編旨撰者よりく○撰者為明卿は為
ての内のようく為世の孫し為ばれ沢の子孫ばく後ばれの人
新後拾遺和歌集

二十卷二本

一百代は新勅撰院永和元年倫命ありて左中納言為遠卿
と撰す。拾芥抄云、八月廿九日辰刻倫旨到来其詞云、上古以来、和
歌可令撰進給者、依天氣言上如件　資教謹言　八月二十六日
左衛門権佐資教奉　進上御子左中納言殿。為遠卿は為定の嫡子
なり。此集編纂のうち永徳元年辛酉八月廿七日巳刻撰者為遠卿
滅せられ、翌日十一月あるべしと相継ぎ撰進せしめ、ことごとく
勅定にしたがひて永和二年壬戌三月十七日四季部を奏覧す。和歌所
撰功を終へ返納す。数度錯乱大略斜
なり。撰ぜられし慶事、応安元年戊申子十二月、撰功を終へ返
納す。同二年己丑二月十五日撰者為遠卿の御宅にて。○假名序
は二條大相國良基公の作なり。序文は拾芥抄に載せ、
ただ今まで伝へ来たるなり。
なほ公方義満公、市中より山荘に移せられ、
武家と作せられ、
よれども為遠卿の孫為定の姪男なり。○部立　春上下

夏　秋上下　冬　雜春　雜秋　羇旅　恋自一至五　雜上下　釋教
神祇　慶賀　○哀傷　千五百四十八首
二十卷　四本

新續古今和歌集

百三代は応永四年倫命ありて大納言雅世卿撰
進。これ撰ずるに当り序假名序ともに二條摂政兼良公の作なり。○拾芥
抄に上古以来、和歌可令撰進給者、依天氣言上如件　資任謹言
右中辯資任奉　進上　飛鳥井中納言殿　同十年八月廿三日四季
奏覧。同十一月返納す。○撰者雅世は雅縁卿の子なり。栄雅の父
なり。上の巻の巻頭に
中の序の方に未詳なり。○假名序まちがひ
でおぼやけごとなり。
たびごとかんなおりなり。
なり。○序の何と廿一代集とあり。
応永十年八月廿三日なんとあり。
応永十年八月廿二日なんとあり。
応永十年八月廿二日なんとあり。
応永十年八月廿二

〇部立　春上下　夏　秋上下　冬　賀　釋教　離別　羇旅
恋自一至五　哀傷　雜上中下　神祇

續古今玉葉風雅拔書　三卷

第一　續古今　第二　玉葉　第三　風雅　此三集の歌ばかりをぬきて連歌付合式目よりかけ西順自筆のかけつゝ刊行せるものなり

新葉和歌集　二十卷四本

南朝は村上院の時よりは醍醐帝の時源長慶院の弘和元年より勅撰せしかは延喜帝の時より勅撰せしかは延喜八年延喜帝の時より勅撰せしかは宗良親王これ

私撰類

新撰和歌集　四卷　紀貫之

此書ハ古今和歌集撰集のはじめなるべしすべて歌ハ撰集のはじめ中納言兼右衛門督兼輔ノ勅ハ仕つかまつる人ハ
余ゆゑ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

[illegible]

巻第一　春秋百二十首　神祇　哀傷　釋教　恋上中

[illegible]

一首づゝのせ　巻第三　賀　巻第四　哀傷　巻第五　雜

[illegible]

續詞花和歌集　写本　二十巻　二本　藤原清輔

法勝寺の二条院の御作にて山家集の後に詞花集を撰ばれしに准ぜられずとて法勝寺の[illegible]と撰せられしを二條院崩御の時の[illegible]集の巻尾よりも[illegible]法勝寺の[illegible]拾芥抄の趣もけ[illegible]同じけ[illegible]漢字の[illegible]は[illegible]後城の山法奏状に法勝寺の後詞花集とあり[illegible]後城の[illegible]

○奥書に以九條之位隆卿本撰者自筆書写校合畢　○部立

春上下　夏　秋上下　冬　賀　神祇　哀傷　釋教　恋上中　別　旅　雜上中下　物名　戯咲　○歌数　九百八十八首

雲葉和歌集　写本　十巻　二本

撰者詳ならず巻頭に家隆卿の[illegible]の時代の[illegible]

○部立　巻一　春上　巻二　春中　花部　巻三　春下　巻四　夏　巻五　秋上　巻六　秋中月部　巻七　秋下　巻八　冬　巻九　賀　巻十　羇旅　○已上歌数八百七十四首

○按ずるに恋部以下闕たり　金玉集　写本　一巻　大納言公任

四季恋雜[illegible]七十八首の[illegible]作者は

[illegible]恒　忠岑　重之　中務　忠見　能宣　貫之　業平

花山院　伊勢　高遠　友則　安法師　[illegible]

巻首に撰者の名なし　俊歌得業生　柿本　未成撰[illegible]

乃作名なるべし

玄々集 写本　一巻　能因法師

能因真字の自序にて永延元年寛仁元年の比上皇后宮下士女に至るまで○作者八一條院 三條院 北の條院 北朱雀院 四代なり○此集作者如以下漢土の詩選の例に似たり 圓融院御製二首 長能十首 清少納言一首 花山法皇三首 水無瀬女一首 道命阿闍梨一首 かくれざる人名歌数の多きこと上げ尽しがたし

玄玉和歌集 写本　七巻 一本

元亨元年序にて撰者つゆしもずの序の詞にて近き代のうたあつめ玄玉和歌集とあるなり 二巻 一巻 神祇歌 第二 天地歌上春夏 第三 天地歌下秋冬雜 第四 時節歌上春夏 第五 時節歌下秋冬 第六 草樹歌上春夏 第七 草樹歌下秋冬 以下脱なり 作者八 後成 慈圓 定家 家隆 後鳥羽 有家 乃因 弘願 弘願おし ○奥書 延暦三年書写

今撰和歌集 写本　一巻

撰者はつゆしもなるべし 四季恋雜 法輔 弘願 弘長後成 つのくにの代名 登蓮 小侍従 小侍従の乃のせし

柳風和歌抄 写本　一巻

撰者詳なし 四季恋 次第して 乃部乃奥 上下並びに作者 相 兼 木の時代

夫木和歌抄　三十六巻　藤原長清

此書八遠に乃後人勝田越前守 系長清 法名蓮照 乃撰し 昔中比乃歌 人 代 勅撰 ひろいに 家集 ものしこの趣意八今 ほれ勅撰のなめみ道よりうづ 人 なれあり世代 夫 おれ

名づけて今案よりつゝず此鈔の名ハ名安してめ〻さだらして
ゝ差はゆゝ白衣の老翁一人来りて〻いと〻沙汰撰すゝ〻ゝの和歌
の抄ハ我邦の言霊なり世代の治欲なるべし和國の風俗かれど扶桑
集と名づけ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

紙よりてこれ此集撰集の時代年紀并に撰者等つまびらかなら
ず但し或説に南豹の撰集とそ云ふ作者及
年号ホ多く北豹ホよれり按ずるに弘融法師を吉野の仏子と称し
序撰定をもつて又云ふ集始作今篇なほ不遂して止らるハ孔世恭う
ち○今存する和四本の歌数六百二十七首

風葉和歌集 写本 十八巻四本

此書は撰集の體よりなるものにいまだ不成ものもあらん
なほ詞をもつてさだめ義をもつてさだめるものなれば物をくハうるにすぎず
孔序に云ふ序の自ら云ふこれ撰者等つまびらかなら
集に入るハ何ぞの文ぞ沈しいつくしハ拾遺集又後撰の
孔なほ入あひの道歌ハ小一条院の作なりと序の作なる
なるべしとは是のやうせうしかれば
ものもあるべしとそ云ふ○此集撰者つまびらかならず全部二

十巻の中十九二十の両巻闕ぬ○部立 第一春上 第二春下
第三夏 第四秋上 第五秋下 第六冬 第七神祇 釋教
第八離別 羇旅 第九哀傷 第十賀 第十一恋一二三四五 才十六 雜一 才十七 雜二 才十八 雜三 已下闕○歌数
今存する所千三百八十首○巻尾に元禄三年庚午中冬露睡子の
奥書あり又備前野村尚房の跋あり或説に風葉和歌集者南
朝之御時於吉野山自主后所撰著之物語和歌而二巻集之一也云云
然序中奉二国母仰一千歌餘二十巻文永八年進献之云云非南朝之
撰二可知之一撰者誰人乎可尋之者也云云宝永四年丁亥冬十月散
人尚房○尚房一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人なり○此集の歌乃
作者作ものがたりの人々の名はいハゆる
まことに名ある人々の名はよろしくつぎ子日
ものもがたりの右大将 ものがたりの紅梅 かくらのつぎ
ものがたりの花のもとに 今の

物語の名ゐ　ひハ巻の名ゐ　ぬ　けハ　こ集より出たるものなれ　左ゑ　てた
きあ　ゆ　ゆ　ゆ

いさごの浦の浜ゆふ
ちとせ川のなかの長
かるこの作法
はれもの大納言大夫
えぐ〇〇ぐ〇〇〇〇〇
すまひの作法のすけ
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
はさ〇〇〇〇大后〇大納言
ゆせんの〇〇〇〇〇〇
ゆせこの浦ゆふ
〇〇〇〇川はの左中納言女
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

[illegible]

古今和歌六帖　十二巻

一名紀氏六帖　紀貫之女子不明　故号紀家六帖　兼盛重之等歌載之　又云和歌四千六百九十六首　此中長歌九首　旋頭歌十七首　但なし　不定也云々

第一帖　歳時　第二帖　天田野都　田舎　宅　人　佛
第三帖　水　第四帖　恋　祝　別　第五帖　雑思
服飾　色　錦綾　第六帖　草　虫　木　鳥

已上　此の巻　[illegible]

五巻

新撰六帖

家良　為家　知家　信實　光俊　已上五人六帖の撰歌

[illegible]　作者　[illegible]　青黄赤黒紫　[illegible]

袖中和歌六帖　二巻　小澤蘆庵

古今六帖　新撰六帖の[illegible]　[illegible]五首　[illegible]

まんさう　小川布淑序　寛政九六月刻

材林和歌集　写本　五巻

拾者つゆしもなりけり自序に云て春の野のつゞれのあくだうぬきくくく書きあつめくくこ三千百九十餘首をくあなびなりしじよ紀氏六帖歌仙とかたの家集伝河院両家の百首のくくの家集ハなくくよりあつめくくくあつめくくく

林葉累塵集　十巻　五本　下河邊長流

此集は家の集に入ず武家の集なれども農夫あるいは素門の人なれども詠歌の道に深く心を寄せ四季恋雑の法式しるく撰集の体なれども歌数一千三百六十餘首の内長流の詠歌百五十餘首入り自序に世に長流の名を聞ること久しけれども人に見せざりしかば世の人の心に知れて人に見せもせざりしかのすべてはかなきものの一つのはかなき物なれば

家集類　十五卷

歌仙家集

一名三十六人集といふ大納言公任卿の撰にして歌仙のうち乃家の系なり定家卿の詠歌大概よりこれをえらびしものハ古今伊勢物語後撰拾遺三十六人集のうちなり上手のあらそひなりうたくらべ自注に人丸貫之忠岑伊勢山町主家ハ時代のせとハ物もとめずねんの附合しるしおぼえ定まる物なし○拾遺集の序にいはく大納言公任ぬきいでこれをえらびしのうちにはいはゆる世ゆゑ三十六歌仙撰ばれしなり○奚

けう書く集などのやうにかしこうかつてうこそいとめ
でたけれ　おぼつかなきやうにぞきてはとのつめてうこそ
うぐひす残らずよけうずえ鶯秀喜撰黒主貫之棟梁元方千
里深養父忠房ホを除きてこれらの人々の作者
入られしものおほきもおぼつかなし　みな千載集雜中に大
納言実家のりまさ十三人集をとりて立しけりりやう
故大炊門右大臣はしりまさ作りりやう
く作りりる　大皇大皇
おのりまさ作つめてこのをとりの秋のてうの
かしら　佐大納言実家
このりまさかくこのをとりのひよなりけのなりをあ
ちものよけ集どものすれ名ものすれられちめうやう
柿本集　二巻
人丸の集し下巻上国すれ名物隠題ちめうと六十六首

けう丹後筑前の両国うけうれど壹岐対馬入ちゆく六十六
首とかれうきはをうれうくゆきうけをちしよ初ちと
ていとく　柿本人丸けうしくまよ京近きみよくだけるをしく
のほどんとうひれどいさうきりすうくえのほどしめよ月
さうりのちゆくれ名物ちうこれなんかなうよきう
ちうこのようけうくれ名物ちうこれなんかなうよきう
くだりてけうやんどかきしうよれてきりきく○奚
沖日人丸の集ハひうてうよ信じうきこのかうむかく万葉集
のやうめしちぬくまでぬきいでうこ六十ようとこのれ
ちめうこハこうこ用ゆよたうぬものくうれど秋のすぐさ
延喜天暦のはけ作者のちうざなどし○雅嘉桜すぐこ山國と
のくこけ才二首よややうけあめこと
ちりのようれややこうんいうこのややの乃美ちけとけうゆ
此哥拾遺およ元輔こて一首入ちうれどけ六十六首之補の

うなる物はけんこうぞくの九集の中に收めしるすべし　奥沖拾遺抄抄考へ

躬恒集　一卷

延喜時代のうたを入るゝ山集美ぶり

素性集　一卷

此集のうちは天暦のみうせたまひしかけ因のふうまさせたまふ所へんとやしいばをませたまひしくうせぶあぐ名抄ようしつけさせたまふ

後ろ出くおこそのたまいひしうち物へんうてめ奥沖に山天暦のみうせたまひてうけるを時代おそ遠やうへぐしうしうハ素性のすまれるいろの良因院なれぐ良因抄和河しくつけさせたまひくうせいぶうし抄ゝて今ちぐしくまれしの時ぶ今ちひぐしなるぐおしてあづけたまふとのたまふ之ぶ

ぞうう名抄抄れ　ぞせたまふべきおの国なう一ぐれぐう

こは名ひんうくうぐうい○雅家梅すると寛ぶけう

紀ふ附抄抄の性ふけぶ良因ぶくよ仮ぐ山ぐう抄ぶよ

ぐめされくぐうう抄抄とうぐせ山ぐうハ昌泰え

年十一月廿一日のるく清補抄れ草ようんう

猿丸集　一卷

奥沖ぐう山ふのゆ古今ふのうんちうの歌ふ入うう

山ぐうゆる

春ぬるを白ぐうもあうれぐよまぐかいしやふのひ

山ぐうぐう古今ふぐうぐうう入ぐうぐうぐうぐうぐう

らず家持ふうも入ぐう

家持集　一卷

山ぐふも古今ふのうんちうおぐう入ぐう

うぐうぐうぐう花えりぬよけぐうのみちやうぐ

業平集　一巻

大抵古今集より出てしたるものなり○英ゆる山系のこと

[illegible]

いせのこと[illegible]

[illegible]

[illegible]

敏行集　一巻

能宣集　一巻

[illegible]

友人江田世恭いとう

和つかごとえんず

兼盛集　一巻

貫之集　二巻

此集ハ部ごとに延喜の比の平の貞文の作なり○安冲云貫之集大抵よりがしらけるといて

ば拾遺集雑四つとく貫之が集ばかりく返さてとう侍

けり　恵慶法師

[illegible]

紀時文

[illegible]

[illegible]

伊勢集

安冲云拾遺集雑秋に天暦の御時伊勢が家の集めしれど

[illegible]　中務

[illegible]

[illegible]

一巻

赤人集　一巻

遍昭集　一巻

源順集　一巻

此集は天禄弘合のもとにて順徳院の利の御所にて
もよおせられし○奥沖の内記あのうれ初花のかくばかりの
こと歌

元輔集
右沖の新古今集よりあやまりて順のもとのせしなり
一巻
一巻
一巻
一巻

朝忠集
高光集
友則集
小町集

君が宿宣長上膳なりしを小町集はいとものけどきものをぶ大
を小町よりまぎれりしなりとて

新古今にのせし小町集ありしを小町ありしを入れしを
深草の里の人の栄花物語にたのめしかなしき人
春ゆめ夢の人小大進しかるを小大を除
あるべき小町集もあるべき

忠岑集
一巻

忠岑集は人麿集よりもぶるきの新しく今は中の巻に雑入集

不見家集歌にて入れし

頼基集
一巻

奥沖の集の中朱雀院御屏風子日の松ひけるを学び
子日するをもとふるとかいつるとかいつるとかいつ
ものとかいつるとかいつるとかいつ
重之集
一巻

重之の集は百首のしるしなりしを古き集
ていはれしめしなりし奥沖の百首よりしるしなりし
奥沖の百首の中に第力をもて作り

時ふくめりれぐあつ　一巻

信明集　一巻

元真集　一巻

仲文集

忠見集　一巻

中務集　一巻

已上六十六人歌仙家集なり

三十六人歌仙歌集解難抄　三巻

歌仙家集の中に解しがたき欲の説し細川玄旨法印の説と或人の所説あ記しかたいの奥ちこと三十六の家集は常々ならつづきよ詠歌大概よ見しかども大都かかめ天ふかくよ見しすぐちぬぐ所ちおとちぬ所とちよ今用捨して書べしかたものし可秘〻〻天正十七暦林鐘念二日　法印玄旨在判　○此奥書の趣意夏は

の堀川百首肝要抄の序なるべし　元文四年刻す

菅家御集　写本　一巻

菅原道真公の歌仙書あれど多くの写本に種々ほど紙数多くしく淄陶亜の秘歌妙法天神経のこと夢想の連歌の入てもこれ偽書なり歌仙の新撰入れる物古代の名所補置抄より菅家御集は此一冊のみよ抄の類字名所補置抄ようすくなくこと字なり一冊の中又菅家御神詠七千首の中の秘歌百首ばかりのうち中古とねの代の歌百首のうち八信ぜ底記も百首のうち百六十餘首入る

元良親王御集　写本　一巻

他人のうちもよ百六十餘首入る

西宮左大臣集　写本　一巻

高明公の集なり 治承三年七月二日書写校合 又建長五年
四月十三日奥観の本なり以て書写校合すべしの奥ものなり

大江千里集 写本 一巻

うたのは真字の自序なり 百餘首もうたの白氏文集
の詩句題なり 今の家集にはなし

伊勢大輔集 写本 一巻

要もて後の住行治部卿平朝臣判とあり

康資王母集 写本 一巻

一名伯母集といふこの今一部あるなり 私
平某のむすめ伯母のなりけり 一枝軒尚房のお前
なりけり 御堂関白の御乳母 或ものに
はかの補翼なり 伯母集なり 康資王母のなり

祐子内親王家紀伊集 写本 一巻

前大納言公任卿集 写本 一巻

左京権大夫百首の外廿九首入る

加茂保憲女集 写本 一巻

うたのよ長き文章なり

経信卿母集 写本 一巻

大納言経信卿の母なり 行宗納言道方の室なり 此集の奥に
のみなり 此経信の母は琴琵琶の上手なり
あるなり この経信は管絃の名人なり 琵琶の
名人なり 大井川のうたの歌 牧馬玄象勝劣の
を奏せしなり

赤染衛門家集 四巻

刊本にてあり　一巻
冑根好忠家集
こゝにめしの歌集にいるこのこゝろの序にて一年三百六十
のうたあるべかりはゞあるべきこのうたもとりてよ
めるこゝ十一首のうたかゞあり此刊本ハ下河邊長流の校本
いくつかにこゝにてもいるこゝにてもいるこゝにてもいるこゝ刊本今せうせつ
紫式部家集　一巻
ふるさとのこゝろ　藤堂関白道長公の作
こゝにてハ所名なりこゝてのやうに紫式部日記にみえ
六家集　十八巻
後成卿の長秋詠藻　後京極殿の月清集　慈鎮和尚の
拾玉集　西行法師の山家集　定家卿の拾遺愚草

同員外　家隆卿の壬二集　以上六人の家集なり
長秋詠藻　二巻
後鳥羽の家集なり皇太后宮の大夫なりゆゑ長秋の二
字なりいくつ集の名にせう漢土にこゝ皇后の御殿を長秋
宮といひしこゝにより
月清集　四巻
後京極摂政改良経公の家集なり此公作名ハ式部史生秋
篠月清こゝにこゝせたまこゝ集の名にせうゑ山集
のやうに南海漁父西洞隠士なゞこゝ別号にこゝなゞ
除目の時作名せこゝ鳥丸家陸なり○
や奥書に此一冊以東山長嘯翁本書写こゝ寛文年
拾玉集　七巻
慈鎮和尚の家集なり刊本奥にこゝ和尚御詠類聚之事

度〻御百首嘉暦之頃類聚已記今所ゆ残懐紙旧草自然擬作諸人贈答等也重集之仰瑚子九人〻清書之云〻貞和二年五月廿三日吉水宋流尊圓親王記○悉鎮和尚もさまゝ〻に作名ながら〻此集の中九月百首ハ来ん時尚もこの世建久二年の百首ハ学子生安成〻る住吉社百首自ハ我ら九門人二部傳法阿闍梨と〻建久五年の百首ハ七山推客〻〻〻禅林打木志賀都兎民心法金剛流轉此丘往生加法師九西山隠士信光〻〻〻〻〻○第五巻建久六年前右大将頼朝卿と贈答のうね首〻〻〻

異本拾玉集　写本　二巻

初巻〻ハ春日難波　送佐州　四季雑　秀歌　厭離欣求句題　略秘贈答　古今哥百首　神主康業百首　能季卿と代〻百首〻〻とのせ後の巻〻ハ種〻〻哥なめせ〻〻此本刊行〻〻〻〻〻

なん人のかつてうしの
古字かの目録よりこの家心中集しもせもいうなるものの
つくしこぶれどうせ了かるかもかなしず

異本山家集　写本　一巻

予が藏するところ古字かりかんぼうもろ此集周嗣禅師不憑被相傳西行上人自筆之處於
法勝寺僧房焼失間多他本書写之

此西行上人集菜花園上人此本巻始和歌十一首銘奥書寄
副一首新所被灑翰墨也雖未消遺恨之心反耶擬殘考
之手澤而已　観應二年七月日修行者周嗣判○雅藤梅
すきよ草菴集よりこの家集の山家集はけつくこうぶ周嗣西行上人自筆
きけつくはよ料紙のはかどりのどくにたづつもかく

けつくしはけんせはけつくしうれはちなけつくしあとよ
梅ずくの頭師の高野日記ところ西のよ人しりうしたはよ
つるの山家集はけつくしはけつくしはけつくしは

[illegible]

名なり建久年中の[illegible]ハ百廿八首の韻欽七言律詩の韻寄なり○烏[illegible]
[illegible]拾遺愚草[illegible]拾遺[illegible]
[illegible]

壬二集

後二位家隆卿の家集なり壬生の二品[illegible]
壬二集[illegible]集の名[illegible]
[illegible]家隆[illegible]
[illegible]○又集の名[illegible]玉吟集[illegible]

三巻

[illegible]

為家集

[illegible]藏[illegible]の古写[illegible]二冊なり四季恋雜よりなり
[illegible]百首の[illegible]
[illegible]神の[illegible]
六帖夫木[illegible]
[illegible]○職仁親王和歌[illegible]家集[illegible]
[illegible]傷[illegible]○武者小路実世[illegible]教[illegible]

七巻

写本

撿墻姫家集

文章多く入る[illegible]此中の文枕[illegible]拾葉集も[illegible]
[illegible]

[illegible]○巻首[illegible]位署
[illegible]嘉禎二年十月廿二日病に依て出家七十九歳法[illegible]
[illegible]名佛性同三年薨八十歳[illegible]

[illegible]

明日香井集　写本　二巻

参議雅経卿の集なり刊本に飛鳥井集とかくも雅親卿の歌集なり此集しあやまり混ずるなり○古写本

[illegible]

元仁四年卯月四日　戸部尚書在判　嘉元二年十月　此集相以雅孝朝臣本書写之畢

[illegible]

之御集也家之正本紛失依假借冷泉前大納為富卿之本仰治部大輔藤原為繁令書写之彼本書落字錯誤多繁正本重可改者也　飛鳥井大納言入道殿

御判　明應二年十一月令書写一校了　日三年五月

俊成卿女集　写本　一巻

[illegible]

散木奇歌集　写本　十巻　二本

藤原俊成の歌集し四季を雜部にわかちく奥に詞書の文あり○按ずるに此集は散木と名づけしは荘子に樗櫟樗[illegible]

[illegible]

林葉和歌集　写本　二巻

俊惠法師の家の集なり仁和寺歌の寺の字は[illegible]

[illegible]

林苑と号しく毎月[illegible]

[illegible]

入道などの名[illegible]

[illegible]

[illegible]

金槐和歌集　二卷

鎌倉右大臣實朝公の家集なり四季・恋・雜・てう奥書よりは最初部類あつまりしと不審なれども常盤井相国衣笠内大臣鎌倉右大臣などの人々常盤井相国は定家卿の人なれば殊によしとのたまへり○定家卿は鎌倉の右府はたけきこと世にしられぬ人なれども歌道は公の方はなれぬ○賀茂の別雷公の方はなれぬ○賀茂の別雷公の方はなれぬ○賀茂の別雷

いづれも古調古意かなうゆゑ古調なるゆゑ
すぐれたるぶまぶれもはのいやしげよりまでしきや
うをとりきまへよりは老たまつるまでわそかぶせ
のはれすぐれたるべきとはしらずしらず○又
は集はうくうけるものちうくはは谷のちぐさくはは
のちでなまつるくうわくらの谷のちぐさくはは
てたゞまけるはのごとくはのあもうもけいぶさと
ちてとゞまけるはは風のごくしひふうてたくを
しくくくやびるいこのすぐるゆうれくく
みこはれるよ入るこはこはめなるゆなる未なるこ
とんゆうれそぐめなるふぐれ世のあうげけるゆ此
なるも一ちうるこゆゆのこて初まぐんげけう
らずれはけゆりはなづくるこずたぐまるうてけぐれ
るものるかるこひすて侍べるうぐちるんこ

ちすこはちつけう元ねれんをひくるのけれ
くはくはのくんはよせくいこのるはけるゆはるこ
かこいつぐるけはるはるぐつるゆはるこ
たるくんはあまたるぐつるくいひなるれこるう
せれるびひなるかなるれるこぐるものちこの
ちるこんんぐちるぐこのこれはえんちんゆ万るふく
よるこまちまちるこみる万葉はねるこあやれま
こはちるこんくかけるいこのくはれるぐうの此ふる
假字もいこてこぐこはるはけまいえしこあつぐうけまし
くはにまぐこうるんぐなるさ人はるこはけるふ
るのるはるずるもうふるさせけまるこはるも
るはるこるふるよるけんかるうるくるちるこ

登蓮法師集 写本

一巻

もりのよせ七首はのせる　残缺のやうなれどよりあと蓮ハ

西行法師代の人々

頼政家集　一巻

[illegible]

長明家集　一巻

[illegible]

右京大夫家集　二巻

建礼門院の女房[illegible]

[illegible]

忠度家集　一巻

[illegible]

後鳥羽院御集　一巻　三本

[illegible]

土御門院御集　写本　一巻

[illegible]

順徳院御集　二巻

紫禁和歌草　号すらんもとゞめよ百首の所望ども
ゝ　ものゝ中に　ゆゝしき　ものゝ
所望　これ　近代名家の所作なり

一巻

橘為仲朝臣集　写本

此集二本ありて一は始閑うかれたちたるこゝろよりて以下存せり　奥書ゝる右之一冊以西行法師芳跡并外題者定家卿真筆之本不違一字写之云々　又一本はかゝりたまへるゝる周防内侍のおとゝ　承四年二月五日自筆書畢云々　華恢趣せり　其奥書ゝる治

一巻

讃岐入道集　写本

藤原親網朝臣の集なり　奥書云此本子息道綱之家本云々

十巻　一本

瓊和歌集　写本

鎌倉の家ゝる親王の所集なり　春上下　夏　秋上下　冬

恋上下　雑上下　ゝ　ゝ　文永元年十二月九日奉仰真観撰之

ゝ　ゝ　ゝ　

作也

安法法師集 写本 一巻

慶法法師集 写本 三巻

李花和歌集 写本

南朝の中務卿宗良親王の作集なり四季恋雑に分て北朝に合戦の間船中にくるぶしをはめて文章のはしこのかた軍中にあれば詩のよれば也

○奥書云此本欲失ものを此集中の文扶桑拾葉集 写本 惠荒筆跡也 弘相傳之

書先の兵部の師成親卿時享徳改元仲冬廿日多良朝臣 在判 右以阿闍梨本子細

但彼写本於防州大内文龍公令借用半日馳筆写乃為多猶重而以後日可加校合者

于時享禄四暦極月廿七日 兵部少輔中原遠忠

元地

可法師集 写本 一巻

俗名薬師寺橘公義の集なり應安年中の作なり

浄弁のりそとめるなりあとせのぶかくはるかの人

兼好法師家集 一巻

古写本ハ二りなり法名なるべし○巻首ハ家集

古実なるべし 家集事 可負事不可定之多少隨意或十六首或七百九十首三百餘首なるべしや

相交贈答多論也 又非贈答他人歌隨便多書載之 長歌連歌ハ部立事 全不可有之雖有申人不可然尤甘心者也 巻頭事

無部立之上者可任意 恋雑ハ又秋冬多論也 哀傷可事

自巻頭第十五ハ番書之忠岑集如此 詞事 如日記物

語長書續又可合判詞是非故実ハ以次書其才学常事也

已上得此意可書之 ○奥書 写本云 此一冊者兼好法師自撰家

集草本欲彼集不流布于世如今幸覧〻〻秀可之能書寄

觀何者如之不堪感悅聊誌之　寛永第三曆初秋上旬　長秋員外監通村判　右以照高院宮道晃法親王御本通村公自筆模写兼好法師自書に写之畢写本処々歌斜有不審故走筆而倉卒書之　萬治第三曆季夏下旬一一判○按ずるに此奥書如考ふるまつ〻ゑ兼好の自撰かゝるの書なるを不の系集書撰の為実りとも為の仮名ようはなめ

すゞさゝのかゝ〻し

慶運法印集　写本　一巻

四季を雜ゝ分て歌のゝ絲ゝとゞまるとゝ

草菴和歌集　四巻

續草菴和歌集　二巻

頓阿法師の家集なり刊本の奥書に乾憲の筆跡のまゝなり此集歌數二千二首短歌二首物名二十三首折句十首旋頭歌三首回文歌一首誹諧歌十六首外に連歌百韵と

のせて部立四季恋雜に分てう○此集二條家の正風ゝゝく近體の歌なれども常ゝもあるべきなり古人の説ゝゝく〻挙ゝゝまあ〻ず近来の説ゝそは鳥丸光雄てのは接ゝゝ一部ゝきいめく〻かゝらべきゝのは草菴集雪玉集又柏玉集ゝく又は〻つく某抄のゝ是法系のゝいゝてもなやゝゝく〻ず耳ゝおゝしゝろゝゝぬゝゝよりゝゝゝあゝ玉とむゝのゝあひゝゝにゝゝ何ゝゝゝ

てふ冊子にして又玄子にりつくし奥に其人の跡あとは書のるハ類題の部よりつくれり

草菴集蒙求諺解　二十巻　梅仙堂宣阿

巻首に梅月堂僧宣阿編　梅仙堂平景新訂ありて宣阿自序にて推やれれ編輯するもの久しく故郷に防なる岩國にゆきて伯父おのが編輯するものとて

ときをり〳〵作りぬいてまた彼ふるうのぼりけはれ〳〵の比けく〳〵に同じくハ勢タ〳〵ひかれる平懐のことゞかくかうたいしたまへ〳〵や其ゝ〳〵ゞ信後よりくぬ〳〵ゞ

一ゝ〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵蒙求諺解〳〵名づけぬ〳〵〳〵子保九年二月日備前真宣阿洛陽桃花坊の梅月堂にて板ぬ〳〵序の次に凡例あり又頼阿子園山集褒美のるおふたに注釋の引書二百二十五部河巻にて二十巻の内辺先に後集し

とり〳〵俗〳〵逃〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

此書ハ草菴集全部のうち宣阿の諺解元茂の難註ふ
なのなどゝ傳ふるものなれ共いづれもうたがひ頓阿のうたにも疑
しきものゝ多くまぎれこれ○此書ハ玉箒と名づけたる流
解ハ元茂の壁にかくしたるものなりとて草の養ハ元茂ハ
ゐもてなりけるよし　稲垣棟隆がかれの序をよしとして須賀
正義　真字序　村岡橋比古の跋ふにて天明六年秋刻す

草根集　写本　十五巻　二十本

正徹の家集なり　正徹東福寺の書記なりゆえ徹書記と称
す又清巖と号す　此集もとゝ始めハ百首五十首二十首等の
ものなりしを此中ハ一日百首ハ一日中ハ時百首ハ宋雅点の
五十首なりしを第二巻　永享元年より法愛ハ去年の
日記なり　貴之巻　嘉吉二年十一月までの分四巻より
才六巻まで次第不同にして記なり　才七巻宝徳元年試
筆のものなりこれより法愛ハ去年十四巻長禄元年の二月

ハ徹書記此年ハ五月九日ハ七十九歳　才五
巻ハ草根集残葉　才六巻ハ不同の歌ばかりのせり
結　才七巻ハ宝徳元年　巻首ハ一條禪閤兼良公の序なり此序ハ
扶桑拾葉集にものせり○此集ハ正徹一世の歌なれ
ども永享元年正月のものなりきまりよりの春日西洞院の
屋のうちにて作りしなり　一条室町のほとりハ旅のやどりに
てもなりしを作りしなり　永享四年卯月二日夜中ハ浦のふな
作りしなり　時鳥ハ今鶯ハ坊のあけ
のうちにてなきしなり　二方六七千首ハ十餘帖よかきをさ
もひとりも残らずもづく和歌ばかり自筆秘伝等ハ
しくもなき嫌ハ作れど今ハ此道ハ益なおぼえく
なりぬるまゝ作りぬるまゝ　ひとりめ所にてもあるまじ
きものの来かれどもげにうたんとハなどいふともなぎ

らんなどすめらことも行ふよけれとうあかさしとも氏
おぼしれたるかとりかとりかとり

田庄[illegible]生涯書所代の安堵の時利[illegible]と人々住
せ[illegible]近し出[illegible]山廣[illegible]可[illegible]
[illegible]長禄元年三月廿五日の夜近[illegible]
[illegible]四月中[illegible]
[illegible]四月廿一日[illegible]
[illegible]廿六日[illegible]
[illegible]四月兵部
少輔の[illegible]阿[illegible]の表紙[illegible]
[illegible]春の[illegible]
[illegible]
此歌[illegible]○心[illegible]
[illegible]
[illegible]

和歌の集ハ何[illegible]一集[illegible]
[illegible]○光栄公[illegible]白集
[illegible]風体ハ[illegible]撰集

草根集 寄書 写本 十卷

[illegible]

草根集 板書 写本 一卷

一條禪閤兼良公[illegible]全部の[illegible]

亜槐和歌集 三卷

四季恋雜[illegible]飛鳥井中納言雅親卿法名栄雅の家集
[illegible]今[illegible]飛鳥井家集[illegible]題[illegible]亜槐集
[illegible]雅経[illegible]の集ハ明日香井集[illegible]

此集〻〻〻

俗称權六一枝軒と号す梅月堂宣阿の門人○巻首に
西山しまの丸月杉井河樂梅月堂宣阿二人の漢字の序
巻末に尚房假字の跋あり享保八年霜月刻す

行名院公條公集　写本　一巻

実隆公の息右大臣公條公法名仍覚の家集なり詠歌
八首に過ぎず百首五十首ばかりなり巻末に安
適の奥書あり

三光院實澄公集　写本　一巻

公條公の息内大臣實澄公法名豪空の家集なり詠歌
大小五百の着到百首有て実世十五歳より次文十首
孟冬の百首に侯て侯て侯て

八代は拾遺集ハトの代者其子氏村東下野守法名語阿仏千載集以下の代者其子東式部少輔俊綱又名益之法名素明其子氏敷東六郎法名素覚性法師迄集以近大夫下野守實ハ俊綱の子なり○此集の中に宗祇入和哥の道ハ為家卿より押領せしなるべしなれども宗祇ハ鎌倉大雙紙しるしなり○按ずるに

宗祇集　一巻

此書ハ詠草にして未に業門宗祇と号せしなり

慕景集　写本　一巻

大田伊豆守源持資後備中守入道道灌静勝軒と号す の詠歌集の名を慕景と云ふ道灌の居室の号なり慕景樓と此書ハ入道の西国の道の記なり○此入道ハ杉家の代々にして智勇忠烈の人にして和歌を好めり其履歴ハ世人の知る所なり○按ずるに本朝三国志に羽谷の定将旨将ハ管領所定の謀略を陰ら出道灌ハいうもして害やんとすれども謀すぐれて入れなれば何とぞたばかりて討ばやと思慮ありの文明十八年七月十二日道灌が城中にまもりさまくねんの道灌が浴室に入りむ入れ何ごろなく浴室に入りしより○く討手にまぬかれものども時分はかりひしひしと入れ三方より攻かけ火を掛ける中に入れ道灌ハ浴室にて和歌の道ハいとなりしかもあすの道ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

銀閣かりくさ古歌等とあつめてありびたき世の流布

常徳院義尚公集　写本　一巻

義尚公は義政公の男かりけり集のこゝろは家君とうたふ

政公のゆし部文かり巻末に多四の院の廟前に階上に

十首の歌あり後一位の行文卿言原義尚にゝ其百首の奥

の跋文ゝろ茅六孫の餘裔かけき今天の下はうたをかるゝ

して柳営はなげ盛かりすゝ双の元祖とかりかれとゝ

田の弓勅をつゝ四海の安危をうむゝ

汁

玉和歌集　写本　一巻

これも伝ね常光院の師集かり

紅塵灰集　写本　一巻

ねゝ土佐つ院の師系かり

桂林集　写本　一巻

後五位下原直約の家集かり多羽ハ之光院実澄公の門つ

人かり法名月菴ゝ号すゝ○まゝ羽多年の俳諧ゆゆ伝之光

院庶撰ゝ也て序の詞とりてゝ其序ハ扶桑拾

葉集よのせゝ也ゝ

櫻井基佐集　写本　二巻

桜井中勢基佐法名永仙の家集かり

春夢草　三巻　一本

牡丹花肖柏の家集かり肖柏ハ久我家の庶流ゝゝく摂州

池田に閑居ゝ也ゝ集ゝめに百首とのせゝ都に

ゝ巻末に三愛の記を作ゝ肖柏夢菴とも森花軒と

園草　写本　一巻

飛鳥井雅俊の家集かり大永比一二年の間の作歌

かり叔父中の残缺かり一新類題に引ゝ也ゝ

濟継卿集　字本　一卷

姉小路濟継卿の手しゐ歌集なり　作者あつめ侍る歌なれば作者の名をかゞ
ぐいと略す　一部立にあらず　一人ゝ〻おのゝ撰ばせ侍ぐ他者の
撰にあらず　日付なし

細川幽齋家集　五卷

細川藤孝法名玄旨法印の集なり　字本なく作者一定なる歌
妙集と題せり　くゞめ百首ばかり　一部立の次第なし
東國陣道記と併す

鶯巢集　字本　四卷

ね水尾院御集なり　四季恋雜なり　歌ゝ作者名なし
三十首ホの作製あり　又八条宮智仁親王作品の作製中法
通村ら作品ゝ御の作品　作者詠歌ものせり　ホ作自

後水尾院御集　字本　一卷或二卷

作自撰歌巢集の外より諸家より作者名等あつめく
作集と称すれども歌本あり　名所作百首八景作詠歌の
入れもあり　又物名の部より抜遺系の作品選ばれ入れも
あり　又ハ御長歌　長孝ホの作品選ばれもあり
歌訂して其他作品　〇ホ帝の作撰千首あり
あり　日付なし　圓淨法皇ともあせ
水集　字本　一卷

一名緑洞集なり　後西院の作集なり　部立なし
挑藻御集　字本　四卷

靈元法皇の作集なり　四季恋雜物次第なくしく
年月日なし　詳ホハ作製壹萬餘首　詳略の
二ホ作詳ホハ作製壹萬餘首　作者と作百首文章
ホ作略ホ二千首ばかり入り

黄葉和歌集　五巻
烏丸光廣卿の家集なり資慶卿の真字の跋あり刊本
古板新板あり

秀葉和歌集　二巻
烏丸資慶卿の家集なり巻首に百首あり次に部立ありこれ
くゝ言葉の一ツ〳〵の記かりなれども目ばしるかり
光栄公漢字の跋あり

栄葉和歌集　九巻
烏丸光栄公の家集なりこれハ四季恋雑〳〵法すゝ
のせ〳〵也奥に百首ハ数ども目とるかり○此集
近代勅〳〵〳〵栄葉と名づけ給ふ先祖の真
字の跋〳〵もれたり
不味真院殿御集　二巻
不味真院ハ光栄公の諡号なり此集ハ作者の法ちく

秋〳〵なりしなり
後十輪院集　二巻
中院通村公の家集なり部立ありて毎月ありて
老槐和歌集　一巻
中院通茂公の家集なり部立ありて毎月ありて
通躬公集　一巻
部立ありて〳〵我〳〵ハ〳〵ごとし
芳雪集　一巻
武者小路実陰の家集なり芳雪の二字ハ
泥かく芳雪類ひの〳〵ハ類ひの部よりせり
拳白集　十巻
豊臣若狭少将勝俊の家集なり若狭東ゟ退隠の後長
嘯子なり〳〵ハ天哉翁〳〵引す○此集茅一巻より才五巻よ

至るまで歌の部才六巻以下文の部く義の辛ねと芳安
の門人軌こゝ以外あり名を軌身うるとねつぐ門
人山本春正ふるけらうぐ刊行す春正の跋にて
は集の文章多く扶桑拾葉集よりせちせちゃう

難挙白集　二巻

作者詳なゝず尋旧坊作名はせう自序うゝ
翁のほゝ八名はゝ歌人くきの詠ハ八ふうさ人の市
のちゃうゝすぐはさけゝぞゆゝづるものめも田ぢゝ
なゝまゝてんきゝ上ゝ上りよりけうさハさうやけんとのれ身いやし
くゝおろゝくいぶゝきゝくれまりつゝぐはつけうく
○此書挙白集の歌の部ぐ歌つけうく
ゝゝ多ゝゝゝ之の部も二三篇雅ぐ芳ゝ二月ゝ旬尋旧坊
徒ゝゝゝ樊ゝゝゝ

挙白心評　一巻

一名挙白集難ゝゝ号すゝぐゝ長嘯翁の履歴とのせ
て東山ゝ退隠せゝゝゝ和ゝゝゝ次ゝ難挙白集和ゝ
はせゝゝゝのはゝゝつくいゝおりつゝ山雑ハゝゝゝのゝゝ
なゝゝゝ軌ゝゝゝゝゝゝゝ春ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

類聚し号し刊す　四巻

左京大夫集　写本

奥州山名山大守苔系義茂の家集なり山集しげ
の詠なる　ねぶ尾張道黒沢と通村ら通家ら実隆ら亦乃
作兵ら之の和の世しまてまらしく歌者の作ら和ら
されら貞ら之ら迷や葛山散人坂いれの妻ら作ら

草山和歌集　一巻

你美元政ら人の詠ら人しらしげ人ら可思源と号
す詩集が草山集しら

漫吟集　写本　二十巻

美中阿闍梨の家集なり部立ら下河邊長流契沖の
生前ら序ら日ら序の刻ら之ら満誓沙
弥ら之ら之ら人ら和ら人ら和ら人ら和ら人ら和ら
たてしら之ら和ら人ら和ら人ら和ら人ら和ら

のくれ人いでざるこころ和人いでざるこころ和人
いでざるこころ和人いでざるこころ和人いでざ
るこころ和人いでざるこころ和人いでざるこ
ろ和人いでざるこころ和人いでざるこころ和
人いでざるこころ和人いでざるこころ和人
いでざるこころ和人いでざるこころ和人
いでざるこころ和人いでざるこころ和人

[illegible]

三家和歌集　写本　三巻

才一巻　長嘯　才二巻　長流　才三巻　実冲　以上

の家集なり　撰者いまだつまびらかにあず

長雅集　写本　三巻

長孝の門人風觀齋平間長雅の家集なり　一二の名歌多

三の名文章なり　みの名ども多し

長伯集　写本　二巻

長雅の門人以敬齋有賀長伯の家集なり　奥に文章物附

醉露軒和歌集　写本　三巻

河瀬菅雄の家集なり　菅雄は乃ち[illegible]の化者

年並草　写本　二十巻

似雲法師の集なり　享保年中に法師として[illegible]似雲

は武者小路実陰卿の門人なり　和歌物語諸國物遊歴す世

人今西行と称せり　家集[illegible]河内の[illegible]川[illegible]

納むる山系中　葛城百首　十百首　窓の曙　および風早実積の

跋あり　近ごろ似雲集類題あり　小冊を刊行せり　はるか

に[illegible]

樗葉集　写本　三巻

葛岡宣易朝臣門人井神寛齋親陽の文集なり　自序あ

り　歌集若干巻ありしが散失して伝わらず

春葉集　二巻

稲荷の祠官荷田春満の集なり　上巻　四季の歌雜の歌

とのす　下巻　自筆古今の序　信ゐの跋字　國学校と

立人とせし上書けの漢文の上書なのす　巻首に上田秋成橘

経亮荷田信美　ホの序ありて巻末に寛政七卯の秋稲荷祠官

荷田信郷の漢文の跋あり○信ゐの序ここにいでやそのじれんハ

天ぐしくれたてんがぐしほこてあなぐらよなのむでうしび

ものくれ国れ　ものくれんハまぐ

ものくれなしれ　神代のゑ　ひさちのつん

ぬ　ぬ　ぬ　

文布

志閑の一人倭文女の手しさしげんよいろのたのそづりみ
ゆるこれはみやびをの花のうつ　ぜせ八遠行のしくもし
末の色よ倭文子ふ墓石のうきたる志閑の人朋友のうつ
こもるを宮八重ゝ月村田春彦の序あり

一巻

近江の僧海量くるめ　ぬめるくるめうるはしのやをめさ
出くはなり卧遊編ういひ子ね一夜花しよ五畿内ゝう諸国と
次第しくくとの〳〵ざうし　ゝ巻中やまゝう天雅
以下和人の画ねゝ　せう　ゝ巻ゝ

霧　立山遠望　鳴門真景　嵐山春望　琵琶景勝　鹽竈秋
月　宮長其餘ゝ人序自序あり

二巻

桂山集

長伯の門人川井立牧乃家雑し宝庫中男立齋其家
ゝ刻す巻末ゝ儒新のゝ春曙百首ふ附す自序あり

三巻

三藻類聚

冷泉為村卿門ゝ人京都宮部義正同室萬女同男義直
ゝ人の詠ゝ為村卿門ゝ人京都宮部義正同室萬女同男義直
ゝ人の詠ゝ為村卿門ゝ人京都宮部義正同室萬女同男義直
ゝ人の詠ゝ為村卿門ゝ人京都宮部義正同室萬女同男義直

三藻　日記

二巻

日ゝ記ゝ詠ゝ明和九年ゝ正月七日ゝ詠ゝ

相生乃言葉

一巻

義心夫婦の詠草冷泉家贈答のうたかうしゆ中ゝ村
つの門ゝ詠ゝ巻末ゝ村ゝ奥ゝ夫婦のうたの
きたのつゝくゝ書ゝ庫ゝおゝあゝとゝこゝろゝびゝ
ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝこゝれゝうゝおゝたゝのゝ
ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ世ゝ中ゝ

一帖　[illegible]　[illegible]　[illegible]

歌合類

寛平歌合　写本　一巻

巻首よ寛平御時寺合しけるとき歌ハ菊、名所かくれた
寛平の菊合ともいひつべき十所の菊とよませたまへ

寛平后宮歌合　写本　一巻

古今和歌集よ寛平のおほんときさいのみやの歌合のことよて
のせたまハせる合のこと
とのく二十番なり　此うち百七十首菅家萬葉集よ入るせた

殿上根合　写本　一巻

永承六年五月五日菖蒲の根をつくしてこれをなす
五番　源氏　菖蒲　郭公　早苗　祝　恋　已上五番

祺子内親王家歌合　写本　一巻

巻首ハ祺子内親王家庚申夜歌合ニ云フ　歌ハ春夜月
帰雁　かすみ　早蕨　すまれ　十番　欠カ
人ハ　女房　えたの小夜　小式部　出雲　みや作　少勢　武蔵　甲
斐　式部　弓侍　おし

十二番歌合　字本　一巻

建暦ニ年八月十二日　歌合ナリ　題ハ音羽山　石瀬山　生田杜
布留高橋　小世四郎　歌人ハ　女房山　良平野
頼範　内　範基　浦　範宗　橋　為家　河　光家　江　康光　原　永光　杜
志女遊婦　池　おし　配ラセリ　利ル

歌合　字本　一巻

建暦ニ年九月十三夜歌合ナリ　題江上月　旅宿恋　暮山松
十五番　判ナリ　作者ハ　女房　良平　定家　雅経　為家
家衡　家隆　志女遊婦　俊成卿女　おかる

仙洞歌合　字本　一巻

同年閏九月十九日　題　深山月　寒野虫　寄風雑　十八番
ナリ　作者ハ　女房　慶北院　有家　定家　家隆　家衡　為家
光家　おし　判者定家ナリ　判詞ハ

御裳濯河歌合　一巻

宮川歌合　一巻

此二ツの歌合ハ西行ハ自撰の歌ハ書し今判ガ歌合
刻す此歌合の由来を十八番歌合まゐる圓位ハ人ひとりみ
ハ人ひとりにて作る歌を撰ひ出ひ出ひ出

往生の期すでに近ひらあ此哥合ハ愚詠ばかりあけぬれども
秘蔵のうつのし末代よ半反むつみてすでにたさすしてそ
しらるれと所詮しまいしとしてこの子合ばかりか
けるものしうさしけりつ作つれ代ばかれば
代の達者定家ふたりの撰者くそ
まくやねをねはそしいらしさやかう
ねよりかまりせらまりけのあ奏せたましのうハ
系陰ハ末代の人丸そいしれそばかりせたまへしく
やさせなりひらこれ物せたまへしく
合せ歌くめてせ物ならるとのれせ歌ひ
句のりよ作そくく作しし作二巻の子合ハ宰相

千五百番歌合　二十巻十本

土御門院建仁元年百首歌合し作者女房ばかりを

しるすまつ叶名西之十人なり判者巻ばかり
院ばかり慈鎮忠良釋阿定家季経
基俊師光法名生蓮ホし此中判の詞なりのみ
そのたばかりハ七十五首の絶句ばかりて百五十番
の判の詞ハ代らまばかりの句ばかりの
さやたまいおばかり作心意結ちそばかりまて

六百番歌合　十巻

左大将家歌合しあり作者ハ左ばかり季経
兼宗有家定家顕昭右家房作家隆信
家隆信定寂蓮なり判者入道殿ばかり
書のおくそなり
作のばかりあれはけやさんハなるこのしば
左ば軍所ばかりなり
引のトばかりなれば老のばけばかりのばかりもさんん

堀川院艶書合　一巻

堀川院艶書合の事　勅撰に男女相左右よりて艶書の歌を合せしめたまふ　作者　公実　國信　忠教　俊実　後教　後忠　為隆　為方　為盛　正兼　為房　周防内侍　康資王母　院大進　女院左の百合花　右兵衛佐　肥後　四條の甲斐　中宮紀伊　女院の女藝　小大進　おなじとの〳〵日記定め〳〵艶書の料紙なり〳〵とりく〳〵流をつくりて〳〵〳〵〳〵〳〵○今列せる詞花懸露集一巻阿佛の名ありしの〳〵一巻を附し共〳〵おもしろき歌ども〳〵集ハ古き歌ども〳〵なり〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

南朝五百番歌合　字本　二巻

南朝の文授元年内裏の歌合なり　作者　左　女房　寸法法　秋之作者　兵内侍　前関白　春宮大夫家統　右大内言光有　右大臣言公長　左馬頭中納言実真　右兵部卿

勝負　右方　源資氏　太宰帥惟成親王　関白　中納言光資　前大僧正彩名　右大納言実為　前中納言具氏　春宮権大夫沙弥　原彩氏朝臣　原成直　判者宗良親王　自詠の歌二百五十首　相撲く勝負付けの〳〵　巻末〳〵〳〵〳〵〳〵勝負〳〵〳〵〳〵解案愚点二百三十二首

月〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

判者通俊朝臣

高陽院歌合　七十三代堀川院寛治八年　判者大納言経信卿

中宮亮重家ゝ歌合　七十八代二條院永万二年　判者顕廣

卿後改俊成

住吉社歌合　八十代高倉院嘉應二年十月九日　判者俊成卿

建春門院北面歌合　同院同年十月十六日　判者同上

廣田社歌合　同院承安二年十二月八日　判者同上

三井新羅社歌合　同三年八月十五夜　判者同上

賀茂社歌合　同院治承二年三月十五日　判者同上

右大臣家歌合　同三年十月十八日　判者同上

時代不同歌合　八十二代後鳥羽院勅撰

後京極殿自歌合　同院建久五年五月二日　判者俊成卿

御室撰歌合　八十三代土御門院正治二年三月五日

判者同上

新宮撰歌合　同院建仁元年三月廿九日　判者同上

八月十五夜歌合　同年八月十五日　判者同上

九月十三夜歌合　同二年九月十三日　判者同上　一名恋

五十番歌合　一名　水無瀬歌合　同三年七月十五日　判者同上

石清水若宮撰歌合

建暦仙洞歌合　八十四代順徳院建暦三年　判者定家卿

建保歌合　同院建保二年八月十六日　判者同上

光明峯寺摂政家歌合　八十五代後堀河院貞永元年七

月判者同上

名所月歌合　同年八月十五夜　判者同上

日吉社歌合　八十六代四條院嘉禎元年十二月廿四日

判者同上

遠島歌合　同二年七月　後鳥羽院勅判

撰五十首歌合　年詠不知　定家ゝ隆雨卿

百三十番歌合　八十八代後深草院宝治元年　判者
為家卿
伊勢新名所歌合　九十二代後伏見院正安二年　判
者　為世卿
伊勢外宮北御門歌合　九十五代後醍醐院元亨元年
判者　小倉公雄卿
五十四番詩歌合　九十八代崇光院
新玉津島歌合　九十九代後光厳院貞治六年三月
廿三日
康正内裏歌合　百三代後花園院康正元年十二月廿
三日　判者　飛鳥井雅親卿
親長卿家百三十番歌合　百四代後土御門院文明五年
十一月七日　判者　一条禅閤兼良公
七夕歌合　同九年七月七日　判者同上

三十番歌合　同十二年十一月十五日　判者飛鳥井栄雅
文亀三年歌合　百五代後柏原院文亀三年六月十
四日　判者冷泉為廣卿
秋十五番歌合　百七代正親町院永禄元年八月廿三
日　已上部類歌合の目録なり

年中行事歌合　二巻
貞治五年十二月廿日當座の歌合なり年中行事百首の
歌なり　作者は　女房関白良基公　内大臣良公　二条為忠息
以下　経賢僧都　頓阿子　頓阿ホウシ　相阿の息　判詞はね普光園院良基公なりせたまふ　一名関
白家五十番歌合なり　判者は為秀なり
職人盡歌合　三巻
巻首は七十一番歌合なり　月ごとに物売りする番匠鍛
冶なり酢なりなどなり　利用の法なる盡図なり

小録日職人歌合三巻書、光信書、東坊城和長卿淡彩かれども其図八委しく[illegible]ハ術かしけり合作者鳥丸光廣[illegible]伝記なり[illegible]ども伝記なし○按ずるに和長[illegible]ハ諸家伝に言子孫[illegible]ち[illegible]家の伝然るに[illegible]の伝し医陽[illegible]世[illegible]別に十八番の職人歌合[illegible]船人[illegible]利[illegible]ハ利[illegible]歌伝搭の内[illegible]ち小[illegible]光廣の伝[illegible]伝[illegible]職人歌合と称するの数部[illegible]て群書類従のゆ[illegible]

百首類

百人一首　一巻

藤原定家卿撰　山百首ハ京極黄門小倉山荘障子の色紙[illegible]

[illegible]

○按ずるに是普通の法し今業の法なりとよれす○年山寺角
まつて此和歌のるかは先達の法ならく実
かるべしちは実はるしかは百首すべてつくる紙那よりかしつる
てひろる少考ふるに花の陰子押且しかは定家つくれたるい
ねかるべしつはつあく他者の所はたしたりしかは二条家の
骨髄とかるべしつはつ明月記定家卿の記録とすべしつ
さの不審おこれり先記文は抜書して今業はたしかるべ
嘉禎元年四月今業ずるに四条院の手ずから定家つくること七十四年し十二日
甲戌今日かど定家つくる京しく侯城の山荘ようつたなしくゆれば
明月記仮字のあやまり多しれば考へべし
朝空晴ゝ予不知書日文字事嵯峨中院障子色紙形故亭可書
由彼入道懇切慾染筆送之古来歌自天智天皇以来至家隆
雅経卿入夜金五口示送ゝ中院の方は法ならず

らず宗氏の母八宇津氏の[illegible]郎[illegible]
蓮生[illegible]山入乃のゝ[illegible]家[illegible]
[illegible]婚なれどはよ中院のゆかりにてせかれ[illegible]
の舟[illegible]
定家[illegible]
とりかへ[illegible]
之古来人歌各一首[illegible]
の撰[illegible]
[illegible]
首ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

百人一首宗祇抄 写本 一巻

[illegible]

百人一首抄 写本 一巻

[illegible]

百人一首萬葉 一巻

外題 八万葉百人一首注解 [illegible] 万葉集の文字と

仙覚由阿の仮名も [illegible] 八日本紀續日本紀等の文字とは

[illegible]

百人一首雜蒙抄 二巻

他者付さしの [illegible] 奥に百人一首の他者部類和歌

[illegible]

百人一首師説抄 写本 二巻

[illegible]

四年仲春吉立松志茅不動院法印祐海勧之 [illegible]

百人一首像讃鈔 二巻

巻首に百首の起を [illegible] 他者の像の讃

[illegible]

百人一首拾穂抄 四巻 北村季吟

巻首に百首の起を [illegible] 他者の諸書和歌の

[illegible]

とのせう貞任の従ハ吉貞法下の薄位をまのあたりにけ
なりしかるに後のしるけるを知えず季吟の跡あるをかハ
季吟の男湖春の筆なるべし

百人一首拾穂抄補注　六巻　谷口元淡

季吟の任よ素堂なゞの人ゝ老つゝ行ぐもれ
ゝをぐひくゝぐしけるを元淡ハ郡らの人ゝ季吟の門人し
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ谷口元淡ハ郡らの人ゝ季吟の門人し
元文二年正月自序あるを延享五年正月刊りす

百人一首基箭抄　三巻　井上秋翁

祖父の遺ゝ田川玄貞法下のおゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ山おと
編集すゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

巻首に定家卿の年譜ありて享保十二年卯月書
る右一冊自筆のかき享保十二年十月五辻之俊へ
あて申賜ハ葛園宣易卿のつくし

百人一首秘注　二巻　平間長雅

巻首に曰る所は題目の所注と引く大色紙小色紙寸法とのせり○聽玉集
百人一首長雅家の傳秘説の一抄なり後にみれば所収
なり〻〻曰聽玉集ハ烏丸光弟子の長雅とつくるなり

百人一首古説　写本　四巻

書ハ荷田春満ノ門人賀茂真淵しるす著述
〻〻なるべし但者の伝ハ○加藤考へ
宣長ハ伝ハ古学ハ

明月記ハ定家卿の日記なり伝聞の説
百人一首しるしまなび　五巻　賀茂真淵

書ハ古やまとことばの研究なり
まなびをとつてしるしの和歌のみを
百人一首ひなくさ　四巻　尾崎雅嘉

他者百人の伝説
ども所のせりの説を
の耳にふれやすきむ巻首に書の題と古今の伝説
なを伝説をくわしくしるす

新百人一首　一巻

常徳院義尚公の撰なり序の序の挟葉拾集
集しものせるなり

女房百人一首　一巻
何人の撰なるとも知がたし原性なるものか仮名
せり

武家百人一首　一巻
播州姫路城主武部大輔忠治の撰なり作者経基王 源俊仲
源行綱 源頼政 源義経 鎌倉右大臣 平泰
時 北条義時 良持 世第九 足利義照 源実朝 北条泰
時 北条時房 良暁 源実朝 源頼朝 源実朝 源頼朝
源実朝 源頼朝

[illegible]右菅家所沙汰[illegible]安楽寺の秘歌[illegible]○按ずるに百首の作今廻歌[illegible]世の作[illegible]
仁人のしるしなるべし[illegible]すべし[illegible]
[illegible]○丹底記[illegible]天神の[illegible]天神のしるしすべし
なるべしやうやうに[illegible]

姫河百首　三巻

姫河徐所叶基俊卿私記下歌人の百首なりこれ[illegible]
百首にも太郎百首にも称す

姫河次郎百首　三巻

永久四年後れ基俊記下七人の百首なり[illegible]百首にも称す

姫河百首　肝要抄　四巻

此中一冊八彦明なり[illegible]百首なり[illegible]
[illegible]詠の[illegible]

[illegible]肝要抄[illegible]九條禅定殿下沙汰[illegible]
[illegible]
郎百首上下次郎百首一冊[illegible]巻首に細川進[illegible]秘
[illegible]享[illegible]

藤川百首　一巻　京極黄門定家卿

此百首八定家卿老後の[illegible]百首家[illegible]
[illegible]百首[illegible]
[illegible]巻[illegible]
[illegible]
[illegible]百首[illegible]四文字題の百首[illegible]
[illegible]

不破の関し花京氏の流れなりし宮ゐのしるしハ関白基方ろへ述懐の趣し宮ゐてゝゝし七十ゑ
春ゝゝせゝく関白基方ろへ述懐の趣し宮ゐてゝゝし七十ゑ
ひまう昇進の級ゝ初なりけゝ老の涙ゝもゝふん初めう

藤川百首抄　一巻　三本

一澤堂切臨の写なり元和五年四月の奥ゝ書ゝゝ右百首
周桂の抄ハ三条西反逍遥院入道尭空ゝり代相伝なり栗屋
宗長抄月村斎宗碩抄兼載抄ハ自然斎宗祇ゝり代伝ゝし
木戸孝古抄以上五部一覧しゝゝゝうけゝち是ゑ似て非なる
従ゝゝ中ゝ明古伝ゝ古ゝ伝ゝこれ抄のゝゝ
ゝゝゝせゝく相伝の正説ゝれ抄ゝゝ正説ゝ
抄す

藤川五百首鈔　二巻

此五百首ハ定家ゝ為ゝ定ゝ安ゝ作ゝ四条ゝ隆道
実隆公日記の百首抄ゝつめゝく宮ゐてゝの子のゝと抄せり

巻首ゝ百首の題ゝ名ゝ作者ゝ記ゝ寛文七
年二月刻

藤川百首注　写本　一巻

山ゝ武者小路実陰公ゝ泉州堺大安寺春山長老の注ゝ
ゝ人栗山満光の学生なり宝暦六年の奥書ゝ

藤川百首部類　写本　一巻

此百首の題ゝ九人の百首ゝ作者ハ
西三条実隆公　中院通茂公　霊元法皇　西三条公福卿
武者小路実陰公　冷泉為綱卿　烏丸光栄公　武者小路公野卿
冷泉為久卿

心敬難題百首　写本　一巻

應仁元年八月廿日法印心敬住吉社伝法院ゝ
ゝ月ゝ旬法華の奥ゝ
鷹百首　二巻

西園寺公経公〜定家〜〜〜

よめる百首なり作者世にしられず 裏書に壬生二位系隆房

法也 通村

句題百首 写本 一巻

一名五玉集と称す 五言句題をよめる五人の百首なり

作者ハ 頓阿法師 法印良守 大納言基家子 僧丸 撰集抄 後拾遺抄

頓宗 撰集抄 後拾遺抄 作者 枝大僧都良春 猪熊大納言基家子 僧丸 撰集抄 後拾遺抄 作者 禅僧周嗣 千載 已上五人し 点者頓阿

法印し

百首部類 六十二巻

丹後守為忠家百首 六巻 宝治御百首 五巻

名所百首 三巻 正治後度百首 二巻

正治院百首 三巻 弘長百首 一巻

白川殿七百首 三巻 前宝治御百首 六巻

亀山殿七百首 三巻 嘉元仙洞御百首 七巻

五社百首 二巻 久安御百首 四巻

永享百首 三巻 延文御百首 十巻

将軍家百首 二巻

已上十五部 此外目録一巻にあり

神道百首抄 二巻

巻首に序あり文明十八年正月十二日夜白川にてかみさへ〳〵うなれだれる 昔〳〵灌頂の時 考へ百首の歌よまれてかしこまりおもひ〳〵 書まゐらせてとゝ〳〵ぞうく ト部幽斎兼邦 ○題八日 月火 水金 木ホム 天狭霧 國常立 豊斟渟 神名 社壇 神代 神楽の採物 沖津宮 宇佐 内侍 ホウケ 他者ト部兼邦ハ天児屋根命より四十八世の系図を兼倶 社者いずれも明暦二年七月刻

祈雨百首 写本 一巻 津守國久

住吉の社壇より雨部初まりて百首ゝゝ百韻ゝゝ
雨の字をもよまれしより　雨中恋　雨中春　雨中月日　雨中夏　雨
衣雨中月　雨中恋　寄雨　神祇　寄雨　祝部
作者八津守宿禰國冬ゝゝ

後福光園攝政百首　一巻

二條殿の大政大臣良基公観應三年八月二十八日の百首ゝ
無路古規学ゝゝ　其系　兼好ゝ　作者八兼好
其系ハ朱点　兼好ハ圏点ゝ　奥ゝ　此書刊
行のかよりなる集　拾遺の作綴ゝゝ　これをのせ

南都百首　写本　一巻　一条兼良公

兼良公應仁の乱世ゝ南都よりゝ　叶堀川ゝ
乱のゝ世ゝ大和の国の法ふの名よりゝ
自序あり　序ハ扶桑拾葉集ゝ載せられ　老ゝ
門覚恵ゝ　奥ゝ　右百首一條禅閤

詠作也ゝ　自筆ゝ　写ゝ　文明十五仲秋下旬

一日百首　写本　一巻　飛鳥井雅春卿

午丈神社ふの名ゝ　奥ゝ

永正着到百首　五巻

写ゝ一巻刊ゝ五巻ゝ　永正六年市ゝ　おのるゝ　他
者　他者系ゝ　実隆公　歌ゝ　他者ゝ　刊ゝ
巻首ゝ　他者家ゝの系図と附ゝ　ハ野村尚房の不ゝ

宝永仙洞御着到百首　写本　一巻

宝永二年九月九日ゝ十一月集日ゝ　ての市ゝ　他者ハ
市製　通茂　通躬　停房　実業　重條　雅豊　輝光　実隆
為綱　公長　通夏　為久　公緒　光栄　已上十五人ゝ

一人三臣御百首　写本　一巻

上ゝ挙ゝの宝永市ゝ百首の中ゝ　霊元法皇　力仲内
大臣通茂公　信水谷大納言実業ゝ　武者小路右中将実隆ゝ

のそれ拔萃しるしたるものなり文亀年中に人々和歌をつゝ
かくなりけるものなり一巻 寄せたる這一人三臣しかるそ和
歌者以岩倉保具続ぐ古今集を令書写即時拔命幸之
享保御着到百首 写本 一巻
享保五年九月九日より十二月二十日までの所詠おし
仏者ハ院内製 公梅 実法 光信 光業 雅季子 通文
為久 公世 上人
澤菴和尚和泉百首 写本 一巻
澤菴和尚ハ品川東海寺の一代なり和歌ハ鳥丸大納言光
廣卿の門人なり元和六年和泉の山中に隠居し巻末に十竹更に詠澤庵の別号しかるそ光廣卿の
点ありなり奥に光廣卿の手なり
奚沖富士百首 一巻
奚沖阿闍梨富士山なる百首し祝言と模写なり石

似雲葛城百首 写本 一巻
似雲法印ハ武者小路実陽卿の門人なり延享元年葛城山の草庵
にて一夏をこもり所詠月廿五日より扉ひ閉く禅関に入りしかん
を詠じ六月廿七日解関なり開帳のんゆの百首し巻末
に風早実積卿の跋ありて
新題百首 写本 一巻
五井蘭州川井立牧新題にてあるなり
称すなり春宮恕なりの詩の題に胡子三結ホの詠物題に
ふまでいまだ和すにあらずの百題をいつゝ
北邊七體七百首 一巻 富士谷成章
上古より近世にいたるまでよろひ変ずるの風體よかりし
ゆゑに創もの作をくはへたるそしるされ諸作を
上古體 中古体 中季体 近昔体 茅世体 當時体

自創作　七上七仮し　男成元校正　寛政九年丁未成元
うなの跋有り

玉鉾百首　一巻　本居宣長

古学の大意城下系仰の古風をくみ出すしるし

玉鉾百首解　二巻　稲掛大平

大平八宣長の門人し物の石祢俊伯橘房雄等の序あり

後撰百人一首　一巻

ね普光園院道良基公元亨正中の乱世世中志げかりぬ物語
をせたるひ小倉山二条院御代定家卿の所撰小倉百首よりしたるこころ系
相中納言定家卿の所撰小倉百首よりしたるこころ系
て後撰百人一首撰えらびしたるなり中六首むすび
ちくはうびらに城中院関白昭実公えらびしたるしを今八
枝撰百人一首と名づけ人間に伝つたるしるく右八伝記の文

智累抄

負徳頭書百人一首抄　三巻　加藤磐齋

和文はしめよさりそれ題目および作者新撰和歌
より貞任歌のかしらがきまでかりくふ物語
二条盤斎の説えらびて巻そこ大意七ヶ條をあげり

百人一首抄　三巻

作者物語ずられハ上の盤斎の物よ注をと老そ此大意
をとりまきしるものし寛文元年四月刻

百人一首解　一巻　栗本英暉

今しるしるを和歌ありげ徂菜の和絶句解をひ
て今はしるのはるべよりいさらに解をもくをつくりや
まろはらはをまろ宝房六年の自序あり

千首類

為家卿千首 写本 一巻

慈鎮和尚家隆卿両点 春の部より冬の部まで題なし 題

雑の部恋部より○為家卿千首はとくに慈鎮和尚の千首

をまねびたるなるべし

[illegible]

師兼千首　写本　一巻

巻首よ心二位行権大納言春宮大夫大学頭菅原朝臣師兼〳〵
あつ南釣のくし○春二百首夏百首秋二百首冬百首恋二
百首雑二百首〳〵〳〵尋常の千首題〳〵〳〵雑部の中地
水火風空よ寄〳〵弟の題の歌九首〳〵墨出よ路篠江
籬草簷忍草岸忍草この五の歌ハ挙〳〵千首世常五そ
〳〵〳〵〳〵

一身瓦礫也〻〻○宋雅ハ飛鳥井雅縁ての法名ニ相中仰て
後二位ニ成ル五月出家宋雅と云〻○刊本栄雅千首一名千題
和歌集〻〻〻

下旬終切所也　左中将雅胤○雅嘉按ずるに千首の部立題の
写ばかりに流布せるもの多し　こゝに巻頃の千一首ばかりあげく
以下六部の千首は年暦に考へたるなり
立春　出るくるむ　一巻
慶　長　千　首　写本　一巻
慶長十年九月十六日侍従中将普通の千首歌　作者　後陽成院
知仁親王　素然　実條　雅庸　光廣　通村ホ三十六人し巻頃
立春朝　出るかの為に行くらるるまき物ほうけば
元　禄　千　首　写本　一巻
元禄十四年九月廿一日大神宮法乗千首し　作者ハ　霊元院
邦永親王　基凞　通誠　通茂　淳房　実業　通躬　為綱
氏孝　為久ホ三十七人し　巻頃
立春朝　出るひるくるかの花代おはり春もきるる
貞　享　千　首　写本　一巻

貞享三年五月十九日内侍所御法楽千首かう百首十組ハ
以く千首しるす　歌一　妹河初夏　歌二　歌三　歌四　歌五　年代可考古来一夜百首　歌六　歌七　年代可考　歌八　歌九
歌十　年代不詳　○歌一下ハ歌六まで十九日法乗歌七より歌十まて
廿日法乗し　出るかの
立春　引ばかの光るくるくるかの出るかの春もきるる
享　保　千　首　写本　一巻
享保　年月日可考　作者　院侍製　家仁親王　職仁親王
通躬　公福　光栄　実陰　氏孝　為久　公野　為村ホ二十
一人し　此中中侍つ所右中弁宣誠朝臣秋部の末乃比病死ゝ依
て其内之位惟永冬部ハ冬ハ
立春朝　出るくるかのかけるもの物ほうけるかきるる
寛　延　千　首　写本　一巻
寛延元年二月内侍所侍ほ千首し　作者ハ　櫻町院

家仁親王　尚実　公雄　光胤　光倫　宗家　為村ホ之十
六人し　巻数の〜〜

立春朝　[illegible]　一巻

御撰千首　写本

ね水尾院　自撰〜〜　柏原院　実隆公　義政公　以ね公
武家門ホよ　〜〜〜〜〜〜〜〜　秀逸の〜〜〜　千二十八首のやうにかま
へ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜の院　製　を五十餘首入させたまふ
院名付　圓浄法皇〜〜〜〜〜　巻末よりそれ　爵里　附す
巻数の〜〜　年内立春

奉納千首　二巻

宝永六年九月平向長雅千首の歌　[illegible]
[illegible]　て其題名付の〜〜

似雲十百首　写本　二巻

似雲法印　[illegible]　吐花　[illegible]
比[illegible]て百首の歌十組　[illegible]十百首の[illegible]　風早実積
卿　[illegible]　[illegible]の[illegible]

澄月千首　写本　一巻

囲碁の垂雲翁　澄月　晩年　[illegible]　奉納千首